

第5回環境社会配慮審査会

日時 平成16年12月6日(月) 14:00～17:00

場所 JICA 本部 11EF 会議室

出席委員 (敬称省略)

委員 / 委員長	村山 武彦	早稲田大学理工学部複合領域 教授
委員	遠藤 博之	株式会社遺棄化学兵器処理機構 代表取締役社長
委員	平山 義康	大東文化大学環境創造学部 教授
委員	川村 暁雄	神戸女学院大学文学部総合文化学科 助教授
委員	松本 悟	特定非営利活動法人メコン・ウォッチ 代表理事
委員	満田 夏花	財団法人地球・人間環境フォーラム 企画調査部研究主任
委員	夏原 由博	大阪府立大学大学院農学生命科学研究科 助教授
副委員長 / 委員	作本 直行	アジア経済研究所 開発研究センター次長 兼 法制度研究グループ長
委員	杉前 昭好	元大阪府環境情報センター 情報企画室長
委員	田中 章	武蔵工業大学環境情報学部環境情報学科 助教授
副委員長 / 委員	田中 奈美	神戸芸術工科大学環境デザイン科 助教授
委員	和田 重太	和田・永嶋法律事務所 弁護士
委員	柳 憲一郎	明治大学法科大学院法務研究科 教授
臨時委員	原嶋 洋平	拓殖大学国際開発学部 助教授
臨時委員	渡辺 邦夫	埼玉大学地圏科学研究センター 教授
	富本 幾文	独立行政法人国際協力機構 企画・調整部 次長 兼 環境社会配慮審査室長
	上條 哲也	独立行政法人国際協力機構 企画・調整部 環境社会配慮審査室チーム長

欠席委員

委員	岩橋 健定	東京大学大学院新領域創生科学研究科 助教授
委員	濱崎 竜英	大阪産業大学人間環境部都市環境学科 講師
委員	平野 宏子	東京都水道局 練馬東営業所長
委員	中谷 誠治	財団法人亜熱帯総合研究所 研究部主任研究員

注) 委員以外の発言者

鈴木 昭彦	独立行政法人国際協力機構 地球環境部第二G第2チーム
孔井 順二	国際航業株式会社コンサルタント部都市環境グループ

1. 「カンボジア国プノンペン市廃棄物管理計画調査」ドラフトファイナルレポート答申内容の確認

村山委員長 それでは、第5回の環境社会配慮審査会を始めさせていただきます。今日は最初に、前回もご議論いただきましたプノンペン市廃棄物管理計画調査ドラフトファイナルレポートの答申内容の確認をまずさせていただきますと思います。今日の議論で、基本的には固めて審査会として答申という形にまとめさせていただきますと思います。

最初に、事務局から答申案と、対応するコメントについて若干ご説明いただけますか。

上條 環境社会配慮審査室の上條です。この AC.5-2 の資料を簡単にご説明します。前回の議論を受けまして、修正、提案・提言、その他という三つの種類に分けて、いただいたコメントを簡略な形で表現するというので、あと、委員長と副委員長に相談しまして、報告書の目次に該当するところを掲示すると。言われた側に見てみたら、どこに反映したらいいか分かる形にしようということにしました。いただいたコメントは、どの場所というようにご指定のあったものはそのようにしたのですが、該当する箇所の記載がなかったものは、事務局でどの場所に反映したらいいかということをお知らせと照らし合わせて、該当する部分を書きました。

そのような作業を1回して、委員長と副委員長に見ていただいて、そのあとのものを、たしか火曜日だったと思いますが、担当の委員のかたにお送りしました。一応、木曜日締め切りということで、「ご意見があればお願いします」ということをご意見をいただきまして、ご意見のあったかたもいました。そのかたについては、そのとおりのコメントを修正しました。それが今、お手元にある資料です。

村山委員長 どうもありがとうございました。

今のような経緯で一応、担当していただいた委員の方々にはお目通しをいただいていると思いますが、委員長、副委員長、事務局のほうで「その他」に入っていた部分を修正という形で、場所を入れ替えるとか、字句の修正を若干入れているところもあります。ご担当の委員のかたでコメントをされたかたについては、もう一度確認をいただきたいということです。

それから今日は、私たちの審査会でまとめている答申案についてコメントをいただいているものがあります。これが AC.5-8 という少し後ろのほうですが、2ページ分です。これについては地球環境部からコメントという形でいただいていますので、これも先にご紹介いただいて、それで議論をさせていただきたいと思います。

では、よろしくをお願いします。

鈴木 地球環境部公害対策第2チームの鈴木と申します。お手元にある資料に従って、こちらのコメントについてご説明いたします。

まず、今回答申案をいただいて、修正、提案・提言とさまざまなコメントをいただき、ありがとうございます。いただいたコメントについて、特に修正の部分については、この担当部として十分な対応をしていく必要があると考えています。ただ、その一方、本当にこれが

できるのかという視点で考えた時に、どうかもう一度検討いただきたいという箇所が7か所ほどありまして、今回お時間をいただいでご説明する次第です。

資料に従って、「修正」の部分ですが、ここは2か所コメントをしています。まず一つ目が、答申の中で「Dang Kor 廃棄物処分場が選定された経緯を、事業効果、コスト、技術、環境社会影響の点から記載する」というコメントをいただいています。このコメントに対して、私どもといたしましては、事業効果、コストという点を削除することをご検討いただければと考えています。その理由は、この開発調査はそれまでにすでに実施された調査をレビューして、4か所の候補地をアクセス性、土質、周辺環境、将来拡張の可能性等を比較しまして、Dang Kor 地区の将来処分場としての妥当性を検討しています。

ただ、行った調査の中で、今回、コストや事業効果の分析を十分書き加えることが今できない状況です。理由は、Dang Kor 以外の候補地が実際どういう用地になるのかとか、将来拡張の可能性の有無によって施設規模が異なる点などがあります。調査の中では、コストの面を十分検討できない状況でした。また、処分場建設の事業効果では、本調査では便益を定量的に評価するのは難しいということから、困難な状況でした。もちろん、開発調査では事業効果やコストの点について比較を行うのが一般的であり、また、この調査においてもそれぞれの処分場に廃棄物を持っていく場合、どの程度コストがかかるかという点では比較をしています。事業全体のコストや効果という点で比較する調査が実施されていないものから、この点を削除いただくことをご検討いただければと思います。

2点目は、四つの候補地が示されている地図に「流域を反映させること」というコメントをいただいています。このコメントを「地勢が分かる地形図上に候補地をマークする」というように変更することをご検討いただければと思います。その理由ですが、計画対象地は広大な平野の中にありまして、流域を特定する小縮尺の図では道路等を認識することができず、候補地の立地を比較する物としてはどうかと考えています。このため、水の流れが分かる等高線などがあり、地勢が読み取れ、かつ道路や空港などで認識できる図がベースマップとしてあれば、いただいたコメントについては対応できるのではないかと考えています。

3点目も「修正」に入っていますが、「結論と勧告」の中で、「水質中の有機水銀と無機水銀を区別して測定すること」というコメントがあります。これを「今後の事業実施の過程で、水質中の有機水銀と無機水銀を区別して測定することを提言として記載すること」というように変更していただければと考えています。本調査では、水銀については有機・無機の測定は実施していません。もしこれから調査の中で実施する場合には、現地に有機・無機を測定する十分な測定機器等がないものですから、今実施調査期間の中で実施は非常に困難です。今後、事業実施の過程の中で測定するというような形にご変更いただければと検討をお願いする次第です。

次に「提案と提言」ですが、「複数の処分方法の比較分析を通じて、原案の方法に対するステークホルダーの納得を得るとともに、コンポストに有害廃棄物が入らないような措置をすること」というコメントをいただいています。これを「事業者はステークホルダーに対して、事業化の過程で提案された方法に対する十分な説明を行い、納得を得るように努めると

いうこと。また、コンポストに有害廃棄物が入らないような措置を執ることを提言すること」に変更いただくことを検討いただければと思います。その理由としましては、このような調査を実施する場合、本当にステークホルダーを納得させるには非常に時間を要するものですから、ここは納得を得るように十分に努めることというような形でご提言いただければと思います。

次に、「将来施設の用地計画」ですが、「土地利用を法的に講じた場合と講じない場合ごとに、事業費、財務分析、感度分析を行うこと」、これを「カンボジア国外に土地収用法や用途制限に関する法・規則を早急に整備することを提言すること」というようなコメントにご変更いただくことをご検討いただければと思います。その理由としましては、現在の状況では十分な法律が整備されていないのですが、特にそのような状況の中で法的措置を講じた場合と、講じない場合にどんな土地の値段の変化があるかというところまで検討するのは非常に困難なので、検討をお願いする次第です。

次に「社会評価」です。「廃棄物バイヤーの意見を聞き、効率的な資源回収のシステムを構築すること」、これを「廃棄物バイヤーの意見を聞き、効率的な資源回収のシステムを構築する提言を記述すること」にご変更いただければと思います。この調査の中で、効率的な資源回収のシステムを構築するという、システム構築まで実施することは困難ですし、ここは提言するにとどめることでけっこうではないかと思えます。

最後に、「既存処分場閉鎖計画」ですが、「SMC 処分場の土地を買収し、跡地の適正管理を公的主体が行うような措置を執ること」、これを「跡地の適正管理を公的主体が確実に行うことができるように、プノンペン市に対して拡張部用地を買収することを提言する」に変更していただければと考えています。それは、プノンペン市が早々に拡張部分の用地を購入することは、財務状況から判断して非常に難しいと考えており、それがどの程度実現性があるか危惧するところがあります。したがって、これは提言するという形で変更していただければと考えています。

以上です。

村山委員長 以上のような全部で7点のコメントをいただいています。これに対して、ご担当いただいた委員のかたで、コメントを出された点についてどのようにお考えになるか、あるいは他の委員の方々にどのようにお考えになるかというところをご議論いただきたいと思えます。

満田委員 この答申案へのコメントの5点目ですが、土地収用法を早急に整備することを提言することという趣旨はよく分かるのですが、この土地収用法を早急に整備するというのは、非常に難しい要素をいろいろ含んでいるところです。カンボジアにどのような既存のシステムがあるのかということは存じていませんが、これはむしろじっくりと適切な制度設計ができるように、JICA としても今後支援していくような類いの分野ではないかと思えますので、土地収用法というのをずばり書くのは、この文脈ではあまり適切ではないのではないかという気がします。

村山委員長 そうしますと、非常に具体的な名称が入りすぎているということですか。例

えば、用途制限だけに限るとか、そういう話でしょうか。あるいは土地利用に関連する法制度、法規制を早急にというぐらいですか。

柳委員 今のご指摘の5番は私の書いたところなので、簡単に申し上げたいと思います。

恐らく収用関係については、日本のような収用法がないということなのだと思います。ただ、土地の売買については通常の民事上の契約というものはあって、それに基づいて土地の契約をやっているわけです。ここで言いたいのは、将来的に廃棄物処分場の跡地の土地利用も含めてどうするかというのは、ある意味では、広い意味での都市計画的な用途の制限とか、別に都市計画法を作らなくても、こういう所の土地はこのような使い方をしましうぐらい、決めることはそれほど難しくないと思います。そういった制度的なというか、具体的な跡地の利用について提案をすればいいのではないかと考えています。

私が書いたところの幾つかの点、7点目もそうですが、「措置」という用語はとりあえずやめて、「提言」に変えてもかまわないとは思っています。

村山委員長 そうすると、5番目についてはどういう表現がよろしいでしょうか。国レベルの法制度や規則までいかななくても、跡地利用に関する枠組みを提言するという。

柳委員 まず第1点は、将来計画の全体像がなかなか見えなかったのです。それで、ここでとりあえず51と書いてあるのですが、これは実は51ではないという訂正も入りました。それが将来計画でどのように考えておられるか、まず全体が見えるということが第1点として重要だと思います。将来施設の用地計画ですから、それを本来取得するときに将来の跡地の利用も含めて、何らかの費用計算もしておく必要があるのではないかと考えていたので、こういうことを書いたのです。

ですから、ここは「将来、土地を閉鎖したあとの土地利用について配慮する仕組みを提言すること」というようなレベルでもいいかなと思います。

作本副委員長 今、柳先生がお話しされた内容と基本的に同じなのですが、土地収用法という、かなり具体的にこの法律を作りなさい、しかもこの内容は行政に関する法ですから、収用法と特定せず、「収用に関する」とか、今、柳先生がおっしゃったような「跡地利用」というような表現の段階で薄めるということのほうがむしろよろしいかと思えます。

以上です。

村山委員長 趣旨としては、将来の跡地利用に関する計画を提言の中に盛り込むということでもよろしいでしょうか。

そのようなことですが、よろしいですか。はい、杉前委員。

杉前委員 3番ですが、これは私が作ったコメントではなくて、濱崎委員のものだと思います。いろいろな水銀化合物が放出されるのですが、無機水銀として放出されても、それが環境中でバイオメチレーション(biomethylation)で有機水銀になるという生成メカニズムがあります。水質中の有機・無機を区別してというのが、あまり批判的に言うてはいけませんが、技術レベルからいって測定できるかどうか。実際、どの程度の濃度レベルなのか。その辺に少し疑問があります。これについては、一度濱崎委員にきっちりとお聞きになって判断されたらいいのではないかという気がします。もし、測るのであれば、浸出水など比較

的高濃度の所で測って、それが流域にどのような影響を及ぼすかということの評価していくという手法が適切なのではないかという気がします。ちょっとご相談ください。

村山委員長 ただ、濱崎委員も現地に関する情報は持っておられないと思うのです。ですから、今、杉前委員がご指摘の点について相談をしようとしても、多分判断できないということになると思うのです。こちらのコメントの趣旨としては、開発調査の中ではこういった調査はされなかったということだと思いますので、今後の本格的な実施の中でこういった調査をやっていくことを提言するという表現に改めたいということです。今後やるということ提言するということだと思います。

杉前委員 今後やれるかどうかというところに、甚だ疑問が（笑）。

孔井 これについて補足させていただきます。

これは新規処分場の候補地周辺の水からも水銀が検出されました。これは排出源が特定できなかったのですが、現地ではベトナム産や中国産の農薬が使われているということで、その影響が出ているかもしれないということがあります。それにつけても、新規処分場を造って運営を開始する前までに、現地でベースラインデータとしてこれは確実に測っておかなければ、将来運転して水銀が出たときに、これが処分場の影響なのか、そうではないのかということ判定するためにも事業化前までに実施しなければいけない。これは「ねばならない」と思っていますので、そういう意味でこのようなことに変更させていただければということで、提案させていただきました。

杉前委員 それなら、例えばバイオメチレーションの場合は、メチル水銀などになるのですが、農薬という話でしたら、農薬系の水銀という風に化合物を特定して測定されるほうがベターではないかという気がします。

村山委員長 基本的にはこういった測定を今後行うということで、今、杉前委員がおっしゃったような点も考慮しつつやっていくということでもよろしいでしょうか。ありがとうございました。

平山委員 半分は質問のような形になるのですが、先ほど満田委員のおっしゃった点にも少し絡むのですが、5番については、文章が変わるのかもしれませんが、「土地収用法や用途制限に関する法規則を早急に整備する」という非常に具体的な書き方、似たようなものにすると考えた場合に、廃棄物の処理制度に関する、もしくは資源回収制度に関する全体的な法制度の見直しといったことについては、半分はご質問ですが、他のところできちんと体系的に書き込まれているところがあるのかどうかということです。もしそういうものがないのであれば、ここで土地収用法や用途制限などという一歩先の問題の前に、その廃棄物ないしリサイクル関係、もっと具体的に言えば、4番で「コンポストに有害廃棄物が入らないような措置を執ること」というようなことをいうのであれば、その措置がうまくできていないということで、そういう意味では入りかねないということがあるわけです。入った場合にどうするのかというような全体的な見直しについての、廃棄物関係、リサイクル関係の法制度の見直し提言のようなものは他のところにあるのかどうか。ないのであれば、この5番よりも優先して入れるべきではないのかということ、満田委員の意見を聞きながら思った

のです。

村山委員長 分かりました。今の平山委員のご意見のご趣旨は、土地利用関係の法制度だけではなくて、廃棄物関係の法制度についても提言すべきではないかということによろしいでしょうか。そのあたりの記述はあるかないかという事実関係だけお教えいただきたいと思えます。

孔井 報告書の中ではインスitutionalシステムの提言というところで、法整備、今は有害と一般にしか分かれていませんが、こと有害については回収ステーションが不十分なために、末端でどのような分けをしているか分からないなどといった混乱が起きています。そういったところの規則、法整備をすることという提言は入れています。ただ、用地については入れていません。

平山委員 入った場合の、ということについては？

村山委員長 今の時点で新しい点を加えるというのは難しいと思います。ご意見、ご質問があったということは議事録に記録をさせていただきますが、5番については先ほどのような国全体の法規則まで行かずとも、跡地利用に関する計画は提言をするということです。今の平山委員がおっしゃったことについては、法制度の整備に関しては記述があるということですが、有害物質の混入に関する点についてはまだ入っていないという確認をさせていただいたということにしたいと思えます。

松本委員 1番についてですが、先ほどのご説明で、通常であれば事業効果コストというものも考えなければならぬとおっしゃっていました。だとすると、ここに書いてある理由をしっかりと書くことが大事なのではないかと思えます。つまり、候補地や用地を特定していないのだという事実そのものを書いていくことが重要だと思いますので、1については、この内容を変更するのではなくて、この部分についてはこうであったということに記載すればよろしいのではないかと。

ついでにお願いなのですが、満田委員のところ、オプションズアセスメントに住民の参加といったようなプロセスがあればよかった。つまり、実際にはそれがなかったという指摘が入っていたかと思えます。それについても、環境社会影響の点からの記載の中に、今回の場合、そのようなプロセスを経っていないという事実を書き込むことをお願いしたいと思えます。

村山委員長 今のようなご指摘ですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、1番については原文をこのまま答申という形で出して、それに対してここで記載されているようなことを確認していただくという形にしたいと思えます。

他の点はいかがでしょうか。

和田委員 今の松本委員の指摘に付け加えて、基本的に私も松本委員の意見に賛成ですが、特に1番、それから5番もかかわってくると思いますが、仮に便益やコストを定量的に評価することが困難であるといった場合は、なぜ困難なのかという理由づけです。ですから答申から、事業効果、コストを削除するというのではなくて、事業効果、コストを定量的に把握することが困難である理由をも記載するというような形のほうが望ましいのではないかと

思います。

ただ、この意見の前提として、本当にこれは定量的に評価できないのかどうかというのは、私はまだ疑問に思っています。つまり、1番にしても5番にしても、幾つかの可能性があるので定量的に把握できないという理由づけがあると思うのです。そうすると、例えば場合分けすることによって、定量的に便益なりコストなりを把握することは可能なのではないかという疑問がその前提としてあります。そのあたりはいかがでしょうか。

村山委員長 1番については確認をしていただいたと思いますので、5番について再度、最初の文については生かすというご提案でしょうか。「事業費、財務分析、感度分析を行う」というのを生かしたうえで回答いただくという形ですか。

和田委員 その提案をする前に質問として、場合分けをして、事業費なり財務分析なりをすることはできないのかということですが。

村山委員長 では、分析の可能性については何かありますか。

孔井 ここでは四つの候補地がそれまでにスタディされているわけですが、例えばケース分けで、その四つの候補地を同じ面積だけ買う。そうしたとき幾らになるということはケースとしては比較ができます。ただし、その四つの候補地の一つの評価項目の中に、将来拡張できるかできないかという項目がありますが、候補地の中では100ha以上買って、20年以上処分場として使えるエリアもあります。あるところでは、5～6年しか使えないぐらいの狭い用地しかない所もあります。そうすると、共通の管理施設等については20年間もたせる施設を造る。少ない所ではテンポラリーな施設になる。そういったところで、単純に開発費を比較できないということがありまして、それでコスト面で比較できませんでしたと書かせていただいたのです。ただし、輸送距離というようなところでは、ランニングコスト等で比較ということは、おっしゃるようにケース分けしてすることは可能です。

和田委員 大体分かりました。そうすると、今おっしゃったようなこともなぜ比較ができないのか、なぜ定量的な分析ができないのかという一つの理由になると思うのです。そういう理由づけも説明するという方向には持っていけないのでしょうか。つまり、事業費、コスト、もしくは定量的な分析といったものができない理由をも併せて説明するといった提言になるかと思いますが。

村山委員長 よろしいですか。

それでは5番は先ほど修正しましたが、今のご議論から、「事業費、財務分析、感度分析」と、何と言いますかね。もし具体的に文言があれば。

富本 事務局から提案するのもおかしいのですが、提言は提言として、こういうことを行うことと。もしできない場合はその理由を記すというような表現になるのかと思います。

それから、担当部で言っている土地収用法なり関連法の整備につきましても、非常に重要なポイントです。今後、恐らくカンボジアで出てくるいろいろなインフラ案件はすべてこれに引っかかってきます。現実には法令規則的なものはありますが、それが必ずしも十分に効果を持って適用されていないとか、法律規制がなされていないという現状もあります。ですから、ここはそういう整備が非常に重要だということも併せて提言の中に入れてほしい

と思いますし、こちらが提言をするという立場を促していただけると助かると思います。

村山委員長 では、今の時点で何か具体的にこういう文言がいいというものあれば、ぜひお出しいただきたいのですが。

和田委員 今の意見に賛成です。つまり、「事業費、財務分析、感度分析を行うことがもしできない場合は、その理由を詳しく説明すること」といった感じになりませんか。

村山委員長 もともとのコメントを出された柳委員はいかがでしょうか。

柳委員 可能であれば、要するに無理なことを要求しても、それは絵に描いた餅になってしまって、それは提言だけいただいたけれども、100年後にやりますというようなものではないと僕は個人的に思っています。ですから、具体的に実行可能な提言をしなければ意味がないというのは、現地の状況を踏まえて法令等で対応できないものを、法令を作れというようなことを要望しても、それは無理を言っているのではないかと、今のご説明を聞いて少し危惧したのです。ですから、事務局で書けるのであれば、書いていただいてもかまわないと思います。よく考えて無理だったら書かなくてもいいと個人的には判断しています。

村山委員長 他の委員のかたがたは、この点についていかがでしょうか。今回、初めての答申ですので、その答申の性格も考えたほうがいいのか、議論したほうがいいのかという気もしています。もしよろしければ、5番についてはもともとのコメントを生かすという形にして、この点についてはできないという理由があれば、それを検討していただくという形にしてはいかがかと思いますが、どうでしょうか。答申の内容について、すべて実施可能であって、必ずやらしてもらおうというようにするか。あるいは、審査会は独立した機関なのだから、こちら（JICA）から出した意見はあまり聞く必要がないと。対応できるものについては対応してもらって、できないものについては理由をもらうというスタイルもあるような気がします。

今回はまだ明確に性格を規定していないので、基本的には情報交換をして対応可能な形で答申をまとめるということができるだけ目指したと思います。若干、うまく調整がつかない部分はあるかと思いますが、基本的にはご意見がある以上、5番についてはこの形で残してはいかがかと思います。

川村委員 柳委員のコメントを聞いて一つ思ったのは、確かにできることを提言していくというのは重要なのですが、法制度、あるいはその実施ですよね。カンボジアは土地の登記自体がそもそも進んでいないという状況もありますし、登記のシステムが非常に弱いということもあります。そのこと自体も、今回の調査では当然、政府もなかなか対応できるわけではないけれども、それを言われることによって、将来的にカンボジア政府が、このように言われていることもあるので、これも案件として挙げさせてもらいたいというような形で、日本に来るかどこに行くかは分かりませんが、変えていく可能性はあるわけです。ですから、こういうプロジェクトをするためにはそういう制度が重要なのだという問題提起をしていくことも重要だと思うので、そういう意味では、法制度およびその実施体制について言及しておくという考え方に私は賛成です。

松本委員 そこまで踏み込むと、実は、どういう法律ができるのだろうかというところにも

つい考えが及んでしまう。カンボジアに限らず、あの地域でほぼ農村部が自給的な暮らしをしてきていた中に、近代的な土地制度が入り込むことによって、その権利関係があまりにも明確になりすぎるがために災禍の及ぶ人たちというのがいるわけです。そうした社会的影響というのは、比較的貧困層に対して深刻に起きやすいわけです。したがって、そのリジットに先進国が考えるような土地収用法というものを実施体制とともに当てはめるとということについては、やはりさらに議論が要るところではないかと私は思います。処分場だけのことを考えればその方が都合がよさそうですけれども、しかし、それが別の意味で社会的影響を引き起こす可能性もまた十分にあるということで、そこは慎重な書きぶりが必要ではないかと思えます。

作本副委員長 私は今の松本さんのご意見に同じです。法制度というのはもともと国内の主権の最たる部分であって、しかも土地収用というのは彼らの行政権限や国家権力のいちばん主な部分です。シンガポールが土地制度を確保できる、まさに土地収用法と背中合わせて環境配慮まで行っているということがあります。法整備をやるべきだという提言はすべきだし、環境に関するものをよりよくしろと入っているというのはいいのですが、個別に入るところに関しては、よほど神経質になっていく必要があると僕は思います。まさに世銀などがやっているコンディショナリティの最先端の部分に我々の議論は入っているので、入れるか入れないかという簡単な問題ではないと思えます。

富本 松本委員のご意見に基本的には賛成なのですが、結局、JICA なり JBIC なり、これまで案件をやってきて、インフラ案件ということで非常にハードの面に注目してやってきたわけです。ところが、実際にそれをやってみると、結局ソフトの面や社会制度、広く言えばガバナンスの問題でいろいろヒッチが起こるとのことなのです。

ですから、どういう法律制度を整備せよという提言の前に、どういう状態になっているか、どこまでの法律が整備されて、どのくらい有効にそれが施行されているか、さらにどういう部分がいちばん問題であって、どこが能力が足りないかというあたりを本当は開発調査などの中でも十分分析したうえで、こういったハードのものが提言できるのかということを経済的に判断しなければいけないということだろうと思えます。それはガイドラインができましたから、今後、新規案件ではできるだけそういうものを取り上げていきたいと思えますが、実はそのところは方法論で非常に難しく、今のところは制度上発令されている法令、規則があるという。事実関係はそうなのです。そこが本当に有効に実施されているのかどうかというのは、なかなか各国で状況が違うところでありまして、そこが実際はかなり難しい部分であるということだけ申し上げておきます。

村山委員長 他に、今の点は基本的な考え方だと思います。この際何かあればお出しいただきたいと思えます。大体、よろしいでしょうか。

川村委員 私も、基本的に収用法という法律の名前をいきなり出すということは危険だと思います。それはするべきではないし、まさに開発調査の中でそういうことも含めて考察していくというのがあるべき姿だと思います。今回はそういう状態ではないので、皆さんの意見を聞いて、確かに今の段階では触れないほうが賢いかなという気がしました。

村山委員長 そうしますと、5番については元のコメントを生かすという形で、それに対しては事業部の方で理由をつけて対応していただくという形にしたいと思います。よろしいでしょうか。

私も基本的には、いろいろな開発案件をベースにしてその国の基本的な制度を改善していくということがどうしても必要で、環境基準がないのに測ってもしかたがないという杉前委員がおっしゃるようなこともありますので、そういったことは十分必要だと思います。どこまで含めるか、踏み込むかというのはもう少し議論を深めていかないといけないと思います。

杉前委員 そういう意味ではないですよ。

孔井 ちょっとここで一言お知らせしておきたいことがあります。

実はフェーズ1の調査で最終処分場の計画を出しまして、それを公聴会で一般に知らせました。そうしたところ、国道沿いの計画用地が10倍ほど値上がりしました。その計画を市が認めて、市は中央政府に買ってくれという要請を出しました。中央政府もそれでいったん予算を組んだのですが、用地が値上りしたために買えなくなりまして、しかたなく国道から離れた所で用地を買いました。それが31haになりまして、今回再調査して計画を作り直しているわけです。そういったことがありまして、もし計画が固まって、それを中央政府が、このためにこの用地を使うのだということを特定することができたならば、こういうことは起こらなかつたろうということがありまして、このような文章になった次第です。一応、背景までお知らせしておきます。

杉前委員 水銀について、測定の目的をきっちりと決めて、このような生成メカニズムだからこのような物質が出そうだと。そうしたら測定しなくてはいけない項目も自ずから決まってくる。水銀だけではなくて他の物質についても、出そうなものはきっちりチェックすべきであると思います。ですから、環境基準うんぬんの話ではないということです。

これは今の意見に対するコメントとして。そして、もう一つ。この方針案に対するコメントに移ってよろしいですか。6ページです。

6ページのところで、私が「EIAの4-3 Environmental Characteristicsの正確度を精査すること」というような記述をさせていただいています。他はすべて英文ドラフト、あるいは日本語要約に基づいてコメントをされていますが、私がここに書いたのは、EIAの内容がおかしいよということです。ですから、このEIAのことまでこのコメントに入れるのかどうか。EIAはすでにレビューがされているわけです。中身はかなりよろしくないのですが、一応レビューもされています。それをここに書くのかどうかということです。今後、例えばEIAの中におかしな点があるというような議論も、他のプロジェクトでも出てくる可能性があると思うのです。そのようなことも含めて、EIAについてはここではコメントしなくてもよい。レビューは既に済んでいるということでしょうか。

あるいは、別のところにも書かせていただいたのですが、最終報告書には、EIAの内容をそのまま転記するのではなくて、EIAがおかしいのであれば、そのようなところで何かコメントをすべきなのではないかと思います。EIAについて前は「その他」に入れてあったのですが、これがこのような表の場所に出てきますと、他との整合性が取れなくなるのではない

かという気がしています。

村山委員長 今の点はいかがでしょうか。何かコメントはありますか。

孔井 おっしゃるとおりだと思います。EIA は一応現地の環境省が通したものですから、EIA REPORT そのものを変えることはできません。ですから、それに対するコメントとして取り扱う方法しかないと思います。

杉前委員 そうですね。ですから、今後の問題もありますが、EIA についてここで言及するのではなくて、例えばこれをコンサルタントの最終報告の中に、EIA についてはうんぬんという風にコメントするようにするのか。その辺の判断について議論していただけたらと思います。

松本委員 実は私もそこは混乱してしまっていて、12 ページのところでも私 EIA のプロセスについて、一体 JICA はどういう役割を果たしたのかということを書いてほしいと書いています。つまり、通常であれば、JICA のこうした開発調査というのは現地国政府の EIA に反映されるべきであるというのが、環境社会配慮ガイドライン改定委員会の議論だったと思います。ですから、本来ここに出ている開調は、カンボジア政府の EIA に反映される。すなわち、今の杉前委員のようなご意見が、このファイナルレポートが出た段階で相手国政府の EIA に反映されるから、JICA は環境社会配慮の支援調査をするわけです。

したがって、EIA が終わった段階に、我々がこの開発調査のファイナルレポートを出すことの意味が実はよく分からないわけです。ここに書いてあるものを EIA に反映できないのであれば、何のための調査なのだろうと思うわけです。したがって、すごく根本的なのですが、やはりこれを基に EIA の再レビューをカンボジア政府に求めなければ、このあと実施段階に移れないのではないかと私は思っているのです。今の杉前委員のお話からいきますと、杉前委員の指摘を「その他」のようなところにずらすのではなくて、全体を通して EIA をもう少しちゃんとインプルーブしてくださいよというのが我々の提言なのだと思いますので、むしろ本論のところなのではないかというのが私の意見です。

村山委員長 そうすると、松本委員のご意見としては、今の形の答申案でよいということになりますね。

松本委員 私は思いますが、ただ、この開調と EIA の順番から来る影響力といいますが、あるいはこの開調の意味自体については、できれば事務局というか、環境社会配慮審査室のほうからクリアにさせていただきたいとは思っています。

田中章委員 最初にこういった報告書を配付するとき、それぞれの位置づけを説明してくださいというのは、まさにそこなのです。我々がこれだけ時間をかけて何らかの提言をしたことが、どのようにコントリビュートするのかということがいま一つ明確ではないのです。ですから、ただ単にそういう報告書に何らかの文言が変わる変わらないで、それが本筋のところ生きてこないのであれば時間の無駄です。こういう議論をする前に、そこをかなり明確に整理されて、割り切るべきところはここ、これはここまでだということを明示してからこの議論をスタートしていただけたらと思います。

村山委員長 基本的に、相手国の EIA と開発調査の結果との関係ということと、この開発

調査を受けて事業を実施する段階との関係という二つがあるような気がするのですが、そのあたりはいかがでしょうか。何かコメントがありますか。

上條 私は松本さんが言った趣旨のとおりだと思います。JICA が支援をして何らかのレポートをまとめて、それを相手国に出して、それが相手国の意思決定に反映されるのだという考え方でガイドラインを作っているのです。ただ、この件の場合、なぜ EIA が先にできてしまったのかということについては、私もその理由はよく知りません。私どもが知った段階では、相手のレビューも終わりましたという結果が私のほうに来たのですが、それには何らかの理由があるのかもしれないですけれども。本来は、JICA が何らかのレポートを作って、それが相手国の意思決定の手続き、それは多分 EIA に反映されると思います、そういうアセスメント、手続きに反映されるということです。

富本 補足的に説明をします。これは開発調査の最終段階でこの審査会にかけましたので、ある意味ではガイドラインの最初のプロセスからそういう適用がされていないという部分がありました。ただ、一応確認したいのは EIA の作成過程で JICA はかなり協力していますよね。ですから、その段階で出てきた EIA に対して、もしかりにある時点にさかのぼることができるのであれば、審査会にかけて、その EIA の内容も含めて、こういう部分が不十分であるということを審査の答申の中に反映させていただいて、EIA の最終版ができる前にその部分を修正するということは、仮に最初から適用した場合には可能かと思えます。今回の場合はそれがすでに終わっているということをご理解いただきたいと思えます。

その辺について、JICA がどれくらい関与したかということ、それから今の点については今後どのように対応できるかという点について、事業部から意見を聞きたいのですが。一つには、今後、これが仮に無償資金協力で行われるというような場合が想定されるということは前回説明がありました。そういった場合には、この EIA の内容が必ずしも十分ではないということ、当然のことながら我が国政府も考慮したうえで、さらにそういう追加的な調査が必要かどうかといった点を完全に確認したうえで実施するというワンステップがあるのではないかと考えています。それが EIA の改定にかかる調査になるのか、あるいは必要な部分だけの補足調査になるのかというのは、いろいろ考え方があると思えます。

もし、この審査会でこの部分はどうしても確認しておくべきだと、カンボジアが作って JICA が支援したものについて、ここが非常に不十分であるというようなご提言があるならば、そこは今度、実施の段階で反映することも必要かと思えます。実施の段階の前には、当然 JICA が絡む基本設計調査、あるいは場合によっては予備調査というものがありますので、そこに反映させていくことは可能かと思っています。その点で事業部から答えていただけますか。

孔井 実は、最終処分場と収集拡大ということで、現地政府から日本側に無償資金協力の要請が出ております。これは去年と今年の 2 回出されているのですが、去年出された段階で用地が取得されていない、EIA が承認されていないといったことで、日本政府は無償案件を採択していません。先方政府としては、日本側に要請を出すために EIA を取得しなければいけないということで、これを急ぎました。調査団が何をしたかというのは、現地環境省が EIA を通すための基礎データ、これは環境調査を実施しまして、そのデータを先方政府に渡して、

プノンペン市がそのデータに基づいてEIAの申請手続きをしました。これを環境省が承認したというのが今までのいきさつになっています。

先ほど私も話しましたが、EIAとしては既に現地環境省が承認していますので、このレポートそのものを変更するというのは難しいと思います。ただし、今回の審査会の中でいろいろとご指摘いただいているような、例えば数値の取り方がおかしいとか、水銀にしても人体への影響が出る有機水銀の量を計測すべきだといったことについては、現地のEIAの中には規定されていないことです。しかしながら、ベースラインデータとしては必ず持つべきだというご指摘になるわけですから、これに従って、事業化に当たってはここでのコメントを生かしていくということではできないかと思います。

柳委員 アセスメントの手続きの中で、現地の国がアセスメントをするというのは制度的にそうなっているわけですから、別にこの審査会がそれに間接的に関与する必要は全くないと思います。ですから、そこで上がってくるデータで、結局最終的に事業者が意思決定をして実施計画を作るわけです。それにこの審査会の意見が何らかの形で反映されるという仕組みがあれば、別に何も問題はないと思います。ですから、先ほどの幾つかの意見の中に、アセスが終わったのになというような話があったのですが、それはある意味ではしごく当然の話で、それはそれでもかまわないのではないかなと個人的には思っていますが、おかしいですか。

松本委員 それは環境社会配慮ガイドライン改定委員会の中で JICA 側から説明されたことなのです。つまり、JICA 側が開発調査という支援という形を取るのとは何かと。つまり、JBIC のように出てきたものを審査して、これはだめ、これはいいというものではなく、支援というのはどういうことかということになると、相手国政府の意思決定のプロセスの中に並行するように JICA の支援があり、そこに適切なタイミングで意思決定に反映させると。これが JICA のやる支援であるという説明が JICA 側からなされている以上、すべてが決まったあとに、今の柳委員の解釈からすれば二通りあると。つまり、EIA にそれが反映されていなくても、EIA が終わったあとに次に何があるかというのは私は分かりませんが、そこで反映されればという意見もあるかもしれません。基本的に改定委員会の中で、やはり EIA というプロセスの中に環境社会配慮というものが並行してあって、そこにちゃんとインプットをできるからこそ、これは支援なのだろうという議論だったというのが私の理解です。

柳委員 その点は、当事国が EIA のプロセスの中に、環境配慮ガイドラインを踏まえた形でアセスをやっていただくということは、一つのスタンスとしてそれをちゃんと明示しています。それは今までの議論の中で基本的に了承されている考え方なのです。ですから、それは別に問題はないと思います。

それから、今回のようにもうアセスのプロセスは終わってしまったと。では、ここでの意見が反映されないのではないかといても、あくまでもアセスというのは、意思決定の一つのツールですから、最終的に事業者が意思決定をする際に、この意見をすべて踏まえて意思決定していただければいいわけです。アセスが終わったからといって、意思決定が終わっているわけではないですよ。ですから、そのように理解すれば、この審査会が今やっている

ことの意義があるわけで、それがなければやってもしようがないということになります。それは議論の前提としては、皆さん誤解されているのではないかと思います。

満田委員 一つの提案なのですが、これから行う詳細設計なり基本設計の調査の際に、補足的な環境影響評価をします。というのは、確かにEIAの過程の中で、当然検討してしかなるべき問題が不十分だった点が幾つかあります。特に水質関係の問題は非常に重要な問題だと考えています。その補足的な環境影響評価の中で、「以下のことを実施すべき」というような形にして、例えば水銀の話や重金属のモニタリングの話や、松本委員がご指摘のプロセスの話を盛り込むというような形にして、補足的な環境影響評価を詳細設計調査の中で行うというような提言にまとめたらどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

村山委員長 そうすると、今のご提案でいくと答申案を変更するということですね。そういうことになりますね。

満田委員 変更といえますか、1行「追加的な環境影響評価を行う」というような文章を付け加えられないかと思っているのですが。

村山委員長 それは事業部に聞くというよりは、こちらでどう判断するかということだと思いますが、いかがでしょうか。他の委員の方々。

松本委員 答申案もさることながら、JICA側が開発調査の最終報告書の全体のフロントページにどのようなことを記すのかということに関わってくると思うのです。ですから、これは単に調査をして、皆さんお好きなところをつまみ食いしてくださいというものではなくて、実施するに当たっては、やはりこういうことに考慮しなければ適切なプロジェクトができないのではないかと指摘しているのだということを目頭に述べると。つまり、我々の答申がどうであるという以上に、開発調査の最終報告書というものはすなわちそういうものであるというような位置づけをすることが、今後すべての開発調査の、特にF/S段階であれば必要になってくると思います。もちろんそのことを、むしろJICAに我々はここで答申するというのであれば、今、満田委員が言ったような、一部それを入れて、JICAに対してこの調査から導き出されたさまざまな提言というものは、事業の実施に非常に重要なものであるから、これが計画段階から適切に盛り込まれるように相手国政府実施機関に働きかけるべきであるという一言を最初に入れる。そして、以下ここの答申というようにすれば、我々の答申案としてはまとまるのではないかと思います。

村山委員長 そうすると、今の前文のようなものを加えるということですね。その中にはEIAに関する記述も含まれているということですね。

富本 今のやり方でかまわないと思います。たまたま今は開発調査という1スキームの中で現課のほうの説明していますが、この審査会はあくまでJICAに対する提言、あるいは勧告ということですから、そういうスキームにかかわりなく、どういうことをJICAとしてやるべきだということを含んで頂ければ良いかと思います。それはJICAの判断がありますから、開発調査の報告書の中に盛り込む場合もあります。今後恐らく、この審査会にかけるであろう次の段階の無償資金協力の段階でも同じような議論があると思いますが、全体としてJICAは、この一つの案件をカンボジア政府から要請されて実施していますので、その中で

今おっしゃったようないろいろな点を生かしていくという形でご提言をいただければよろしいかと思います。

渡辺委員 その提言の内容なのですが、ここに載っているものは、すでに私が指摘して直していただいたものは直っているのですね。報告書の中にも「こうすべきである」という提言があります。それも全部含めての話ですね。ここの審査委員会はそれの補足意見と考えてよろしいわけですか。

村山委員長 報告書の中の提言というのはどういうものでしょうか。

渡辺委員 報告書の中に、こういう調査は実際に施工段階ではきちんとすべきであるとか、いわゆる細かい調査をすべきであるというような提言がなされているわけです。そこにはないものがここにあると考えるわけです。報告書の中にある注意事項も当然、次の段階では十分考えていただかなければいけないことは確かですから、これだけではないと思います。

村山委員長 こちらに出していただいたものは報告書そのものに対するコメントです。基本的に今回はこの中に入っている提言や提案についても対応していただいていると思いますので、その中の報告書に基本的に反映されているはずですね。

渡辺委員 一番初めの委員会の時に申し上げて、それを踏まえていただいたので、次の時にはそれをあえて提言としては出さなかったのですが、それはそれでよろしいのですね。いつの時間までに意見を言ってくれというのだったら、必ずやります。これは2段階もやられたら、前に言った意見はどこに行くのですかと。それは報告書ですでに反映されていますということですから・・・。

村山委員長 私の理解では、最初の時点で出していただいたものは全部答申案に含める。仮にそれがすでに反映されていたとしてもです。

渡辺委員 それでは、これは答申案は前の自分の意見を入れて書いていただければと思います。

村山委員長 そうですか。そのようになっていないということですね。

渡辺委員 なっていません。ですから、一応説明をしていただいて、なるほどという納得感で、そのあとのことについてのコメントしか載せていませんので。

村山委員長 ただ、それは渡辺委員のご判断でそのようにされたということですよ。

渡辺委員 そういうことですね。

村山委員長 私の理解では、最初の意見については全部並べて、それが反映されているように、されてなかりうが答申案として出すという形でいいのではないかと思います。今回は時間的なものもありますので、これで。

渡辺委員 最初ですからバタバタしたと思いますから、その辺、もしそうでしたら。

村山委員長 それでは、すでに1時間過ぎましたので、ここでいったんまとめさせていただきたいと思います。先ほど5-8で事業部からいただいたものについては、まず1番と5番については元の答申案をそのまま生かすと。2、3、4、6、7についてはコメントの形で修正すると。

田中章委員 遅れて来て申し訳ないのですが、2番のところですが、ベースマップ自体を

流域と等高線が読み取れるものを使うということまでしていただくなくてもよくて、どこの流域のどこにこれが位置づいているというのが一つ追加的につけばいいということです。ですから、ベースマップまで変える必要はないと思います。

村山委員長 そうすると、文案としてはどうしますか。

田中章委員 流域を示す図を追加するか。

村山委員長 そういう形でよろしいですか。

田中章委員 それで小縮尺でやっていただければいいと思います。

村山委員長 では、Final Disposal Site に流域が分かるような地図を追加するということですね。では、2番も若干修正ということで、基本的には元の原案を生かすという形。3、4、6、7についてはコメントの形で修正するというところでよろしいでしょうか。

それから、元の答申案全体については、先ほど松本委員がご指摘になったような基本的な考え方を、短い文になると思いますが前文として追加をして、その中にはEIAに関してコメントがあるので、次の段階で十分生かすような形を取ってもらいたいという趣旨のものを加えたいと思います。

作本副委員長 交通整理をさせてください。皆さんがたの意見をまとめて答申案と対応するコメントという厚いものを作りましたよね。これは先ほど柳委員から交通整理があったように、アセスに反映できればいいし、しかし僕らのもう一つの主眼というのは、JICAに対する審査、提言であると。そういうことになってくると、JICAの地球環境部の意見をなぜ我々はここで取り入れなくてはいけないのですか。我々はむしろこの議論の過程で内容は偏ったかもしれませんが、そもそもコメントに対して意見を聞きたいという立場にあるけれども、これを取り入れてまで、文章を直してまでやるという必要があるのでしょうか。私どもとしては時間的に区切っていく必要があるんで、ある時期で我々はこれを提言した。そのあと、JICAはここに対応して、ここはしなかったという × などで答えてくれればそれでいいのであって、我々のそもそも出した文章を変えるというのは、どれがオリジナルで、どこが責任でなど、全部ごちゃごちゃになってしまうのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

村山委員長 今の点は私も若干疑問があります。ただ、七つあるうちの幾つかについては、事業実施そのものに対するコメントが入っているものがあります。例えば・・・、3番も測定はできますかね、調査の中で。しかし、4番は事業の内容そのものに対するコメントになってしまっているので、こういうものについては提言するという形のほうがいいのではないかと私も半分思っていました。それは一部私のほうで見た段階で、若干修正した部分があるのですが、事業そのものに対するコメントではない形にするという意味では、今回いただいたコメントの形でいいのではないかという気がしています。

ただ、作本委員がおっしゃる点も確かにあって、それはご意見があれば別に変える必要はないと思ったので、1番、5番、あるいは2番についてもそういう形でいいのではないかと思います。ただ、皆さんの判断で、これは全く聞く必要はないということであれば、審査会としてはそういう立場を執ったということでもいいと思いますので、それでもいいのではないかと思います。

田中章委員 多分、「有害廃棄物が入らないような措置を執るように提言する」と書く場合と「措置を執ること」ということで、委員は使い分けをしているのだと思うのです。ですから、そこはそのままでもいいのかなという気はします。

村山委員長 ただ、ここに出てきているコメントで修正が入っているのは、少し誤解をされているのかなと私は思っています。その点を今日のご説明したかったのですが、今日はご欠席なので。そういう意味では、私としてはこういう形で提言するというほうがいいのではないかと思っています。開発調査という意味では。

富本 作本委員のご主張もよく分かるのです。一方的に言って、「あとは JICA、しっかりやれ」という話で、さっさと他の案件をやるのではないかとということで非常にいいと思います。結局、うちのほうもできる部分とできない部分があって、できない部分を言われてもできないと答えるしかないということで、結局勧告と実施がどんどん離れてしまうということが非常に懸念されます。できるだけ現課のほうの事情も説明して、ある程度ご趣旨をご理解いただくというプロセスも必要かなと思います。

ただ、このように時間をかけてやる必要があるのかどうか。これまで1～2回説明をして皆様のご指摘も分かったので、その部分についてこのようにしますとあらかじめご説明をして、それを最終的な勧告にまとめていただくというプロセスを、委員会の場ではなくてやるということもあるかもしれません。ただ、それをあまりやりすぎますと、不透明なやり取りになってしまいますから、どちらがいいかは今後推移を見ながらやらせていただきたいと思っています。

事務局としてはもう1回勧告をいただいて、あとはうちのほうでできるだけそれを実施するようにしたいと思います。できない場合はこういう理由でできませんでしたということをご正直に述べるといって、プロセスを終わらせたいと思っています。そこがあまり乖離しますと、せっかくの貴重なご意見が無駄になってしまいますから、そこはちょっと呼吸を、どのぐらいの間合いを取ったらいいかということを検討させていただけますでしょうか。

村山委員長 私のわずかな経験でいきますと、国内の事例に関しては、答申というのは基本的に事業部、JICA、GMのほうと打ち合わせをしたうえで、できるものについてまとめるという形になっていると思います。それを本当にこの JICA に適用していいかどうかは、私はまだ迷っているところがあります。ですから、そのあたりは少し積み重ねながらよりよい形を目指してはどうかと思います。よろしいでしょうか。

それでは、基本的には先ほど申し上げたような形でまとめさせていただきます。少し字句の修正が入りましたので、もう一度、事務局と副委員長と相談をしたうえで皆さんに最終的な答申案をお送りして、それでファイナルとしたいと思います。どうもありがとうございます。それでは、第1議題はこれで終わらせていただきます。

2. カテゴリ A 案件コメント案の協議

村山委員長 第2議題「カテゴリ A 案件のコメント案の協議」に入りたいと思います。最初に一つご説明いただけますか。

上條 それでは、AC.5-3 というものを見ていただきたいのですが、これは今、要請の検討段階にあるものです。ベトナムのター・チャック貯水池建設計画という要請が挙がってきました。開発調査の F/S です。相手国の機関は農業農村開発省です。プロジェクトの背景は、地理・地形的条件および気象条件で、フォン川流域では毎年洪水が発生しています。洪水があるということで、地域の社会的・経済的安定と成長を妨げる要因となっています。ベトナム政府自体も 1970 年代以降、防波堤やポンプ場を造ったり、灌漑、排水路の整備等をしてきました。ただし、一定の限界があるということで、何らかの対策が必要だということです。

1997 年にベトナム政府が自分たちで、フォン川上流にター・チャック川があるのですが、そこに多目的ダム建設ということで事業化可能性に関する調査をしました。1999 年に日本政府に円借款の要請がありました。JBIC が SAPROF 調査をやっていて、その中で結論としてプロジェクト実施に際しては、環境面、社会面および技術的問題に関して、さらなる検討・調査実施の必要があるという結論になっています。レポートは 2003 年 12 月に出ています。

また、JICA でも 2003 年 9 月に開発調査やっています。これはある程度広い範囲ですが、「全国水資源開発・管理計画調査」(M/P) というものでありまして、その中でフォン川流域も対象としています。

事業の概要は、フォン川上流のター・チャック川に洪水調整、灌漑、発電、水供給等を目的とした多目的ダムを建設するというものです。ダムだけではなくて、フエ市および周辺農地の洪水防御、塩水の遡上防止、灌漑排水にかかる施設を改修・改善する。また、洪水予報警報および気象水文観測設備の整備も行うというものです。

立地の概要は、ター・チャック川のダムサイト周辺は森林や低木、畑等が混在している土地利用の状況で、近辺に国立公園もあります。少数民族のかたも居住しています。フォン川の中流域にフエ市という都市があって、観光、文化、産業の中心地となっています。河口のほうにはタムジャン・カウハイラグーン (Tam Giang-Cau Hai Lagoon) という湿地があり、漁業も行われています。保護地域の指定はまだされていないようですが、候補となっています。

環境社会影響は、今まで調査がなされて、その中でいわれているのですが、「生物・生態系（塩分濃度や土砂流動の変化が河口付近やラグーンの生態系に及ぼす影響）、水利用、非自発的住民移転（781 世帯、3978 人）雇用や生計手段等の地域経済（砂利採取者・漁業従事者等）への影響が想定される」ということがいわれています。

私どものコメントとしましては、「ダム堤の建設を行うプロジェクトであり、非自発的住民移転および生物・生態系、地形、生計手段等への影響が想定される。既存調査においても環境社会面の調査は行われているが、その結果をレビューし追加が必要な部分を明らかにしたうえで環境社会配慮調査を行う必要がある。相手国政府は、JICA 環境社会配慮ガイドラインに従って情報公開とステークホルダー協議を行うことに同意しているが、その具体的な方法を協議のうえ早期に決定することが重要である」というコメントにしています。

情報公開自体は、11 月 26 日から 30 日間ということで、ホームページに今、公開中です。この英語で書いてあるような文言を公開しているところです。

次に地図です。もともとこの場所がベトナムのちょうど真ん中ぐらいにありますが、拡大図を見ていただきますと、Ta Track River（ター・チャック川）というのが縦に3本線のあるところのいちばん右側にあります。その Dam Site（ダムサイト）と書いてあるところにダムを造りたいということです。以上です。

村山委員長 最初の案件は、基本的にはダムを建設するということですね。この段階は協議ということですので、皆さんのご意見を伺うということになると思います。

満田委員 実は、これは私が国際協力銀行にいた時に、環境審査室として SAPROF に関与させていただいた案件です。関係者一同非常に心血を注いで環境社会影響調査をしまして、松本委員にも外部検討委員ということで、たくさんのお時間をいただいて、厳しいコメントをたくさんいただいた案件です。

一つ要望があるのですが、これは JBIC が2年間という長い時間をかけて、相手国が実施した EIA、それから住民移転計画をレビューし、追加的に非常に膨大な調査をやりました。その過程には、WWF や現地の NGO、また松本委員のような外部専門家のご意見を入れました。さらにベトナム側でも、嫌というほどコンサルテーションを重ねて、現地のコミュニケーションを一つ一つ訪ね歩くようなキャラバン・タイプのコンサルテーションをやりました。この結果をぜひ活用していただき、同じプロセスは繰り返さないでいただきたいと考えている次第です。

もちろん JICA さんとして環境社会配慮ガイドラインに基づく調査は必要だと思いましたが、JBIC がやった調査を生かして、それを出発点にして重複を避ける工夫をして頂きたい。私が非常に心配なのは、現地の人たちが、環境社会配慮調査やコンサルテーションという、いわばドナーの理念を達成するために、現地の人たちにも大変な負担をかけてやったことに対して、更に同じプロセスを重ねることに対し、嫌気が差してしまうのではないかとことです。我々がやった調査の中でもこういうところがポイントであろうと、例えば詳細設計段階で、ダムの土砂ばきゲートの検討が必要であろうということや、住民移転計画に当たってはこういうポイントでの配慮が必要であろうというように、かなり細かく提言を作りました。できるだけそれを生かした形で、ベトナム側に「またか」と思われないような形での開発調査にしていきたいと思いますということは考えています。

もちろんその辺は心配することはないのかもしれませんが。というか、そもそも環境社会配慮というのは、やりすぎないよりはやりすぎたほうが絶対いいとは思いますが、先方側が何年も何年も宙ぶらりんの状態にいるということは、私としては非常に心配なところですので、その辺をご配慮いただければと思います。

遠藤委員 私の今までの経験をベースにお聞きしたいのですが、JBIC がそもそも SAPROF を実施して、融資するまでの結論が出ないということで、JICA の F/S に回すというのはどういう経緯だったのでしょうか。

村山委員長 その点、いかがですか。満田委員はお分かりになりますか。

満田委員 私自身はその事情が分かっていないので、正確には説明できないのですが、あくまで担当者レベルとして個人的な考え方を述べさせていただきます。JBIC が既存の F/S、既存の EIA を基に SAPROF でレビューを進めていって、環境社会配慮を考えたときはこうし

たほうが良いというような提案がたくさん出てきたわけです。例えばそのうちの 하나가、土砂ばきゲートのようなものをくつつけたほうが望ましいというような提案が出てきたとき、F/S に立ち返ってみたときに若干の矛盾が生じてくるという技術的な問題に若干不整合が生じてきたという問題がありました。それは詳細設計レベルで解決可能な問題なのか、それとも F/S をもう一度やり直したほうがいいのかは、私自身は専門ではないので分からなかったのですが、ただ、それを私が答えるのは不適切かもしれないのでこの辺にしておきます。

上條 私も何らかの文書で確認しているわけではないのですが、聞いている話ではダム of 堤体部分の設計を F/S レベルで検討しなければいけない。それが今回 F/S をなぜもう 1 回やるのかというメーンの理由だと聞きました。

田中副委員長 今のご説明ですと、むしろ問題は、要するに技術的な面に関してもっと詳細なことをしなければいけないのではないかということで、そうなるこのプロジェクトの背景の中にあるように、SAPROF の調査で出てきた環境面や社会面に関するさらなる検討や調査の実施が必要だというのが、何か適合しないような気がするのですが。その辺はどうなのでしょう、その辺の事実確認というか。

松本委員 本当は JBIC が来ればいいのですが、JBIC の担当課長とこの件についてはその後の経緯など話をしていますが、私が聞き及んでいるところは、JBIC としては連携 D/D をやりたかったのだと。ところが、新しい環境社会配慮ガイドライン上は、連携 D/D というのは環境社会面での配慮がすべて終わった段階で JICA が連携 D/D を行う。しかしながら、今回の SAPROF は 1 と 2 がありますが、SAPROF 2 をもってしても、おおよそ 3 点ぐらいの環境社会面での不確定な要素というものがあるのです。

具体的には、住民移転が適切に行われるための仕組みをどうするのか。それから、中流域に住んでいる砂利を採取して生活している人たちへの影響が不十分な調査で終わっている。それから、私も外部検討委員に入りましたが、何人かいる外部検討委員の中の一人で海岸工学の専門の大学の先生がいらっしゃいましたが、その方と、JBIC がこの SAPROF を業務委託したコンサルタントの間で意見の相違があるわけです。

地図を見ていただくと分かりますが、ラグーンがありますが、これはラグーン側から見ると何かそこに大きなラグーンがあると思われるかもしれませんが、陸地側、すなわち白い色を見ていただければ、砂州が二つあるわけです。この砂州形成過程というものに対していろいろな議論があるのです。つまり、上流にダムを造ることによって、砂が下流に流れなくなり、それが砂州の形成に対して影響を与えるか与えないかというのは、一つ大きいポイントになります。つまり、もし砂州への砂の供給がなくなれば、このラグーンは広がっていき、塩分濃度が上がり、そこでエビの養殖をしている人たちには多大な影響があるだろうと。あるいは、海からの影響をもっと受けるようになるだろうということがいえるわけです。一方、もしこの砂州が北側と南側の海岸沿いから波によって運ばれてくるのであれば、ダムの建設は砂州の形成にはあまり関係がないだろうと。

しかし、この二つの議論は専門家の間で意見が分かれたままです。理由の一つは、波に関するデータを SAPROF で十分に取らなかったことです。そういうこともあります。

したがって、今の田中奈美委員がおっしゃった技術的な問題だけではなくて、積み残している環境社会配慮上の問題がある。これをなしに連携 D/D には行けなかった。そうすると、JICA が持てる次のスキームは何かといえば、結局 F/S しかなかった。もっといえば、これは円借款でやって、その中に ES (Engineering Service) 借款というものがありますが、それでやるという方法もなかったわけではないでしょうが、それは選択しなかったということで、今ここの F/S に来ているというのが私の理解です。

満田委員 今、松本委員がおっしゃったように、SAPROF はフェーズ 1、フェーズ 2 と 2 期に分けてやったのですが、フェーズ 2 で最も議論になったのが、この砂州への影響をどう見るかという話でした。ただ、SAPROF 調査団がやった手法というのは、砂州の形成史を明らかにするといったもので、一種のボーリング調査のようなものをして、堆積されたものがどこから来ているのかということをおおむね明らかにするという手法です。それはそれで大きな意味があったと思います。その結果、この砂州はどちらかというところ海のほうからの漂流物によって形づくられているものではないかという推測がなされました。その結果も、一種の科学的な限界、手法の限界とともに報告書に掲載されました。それから、海岸工学的な堆積物の収支については検討が不足しているの、今後検討課題であるということは提言されています。

砂州については非常に大きな議論を呼んだ問題でした。調査を始める段階にあっても、ひょっとしたら結論が出ないのではないかと。いろいろな科学的な手法の限界があって、結局分からないのではないかと。JBIC 側が申し上げたところ、検討委員のほうからは、そうかもしれないけれども、やるだけやって手法の限界とともにそれを明記して、最終的に砂州がなくなるかもしれないというリスクについて判断するのはベトナム側であろうと。それがいわゆる意思決定というものなので、JBIC がやるべきことは科学的な手法の限界とともに、そのリスクを提示することであろうという指摘を受けたわけです。

そういった前提のもとで、調査が進められています。これは本当にある意味、回答が出切らないものですので、これは F/S でやるべきものなのか、それとも EIA でやるべきものなのか、それともそのあとさらにやるべきものなのかということは難しいのかもしれませんが。これについては JICA の調査においても同じことがいえます。やはり最終的にはどんなやり方をしても、この砂州への影響は分からないのではないかと思います。それはそういうことと一緒に、やはりベトナム側に提示して、最終的には現地の人たちが判断するべきことなのではないかと考えています。

村山委員長 他に、もしなければこれでまとめさせていただきたいですが。

夏原委員 この図 S2.1 を見ると、ダムが三つ計画されているわけですね。全部同じ川の支流になるのですが、その関連がどうなのかということと、この三つのダムを含めたこの地域の上位計画のようなものをベトナムが持っているならば、それに対する JICA の関与というものは考慮しなくていいのかということについてお伺いしたいのですが。

村山委員長 基本的なご質問ですが、いかがですか。マスタープランですか。

上條 そうですね。この図面はマスタープラン調査の報告書から取りました。上位計画と

いうことでいうと、マスタープランを JICA が協力して作ったという経緯はあります。ただ、すみません、そのマスタープランの結論がどうかということは、私にはすぐ答えられないのですけれども。ですから、上位に位置するような調査は JICA の協力でやっているということです。その中でいろいろなダムサイトなども検討されたと。このター・チャックもその中で候補地として挙がってきていたということは事実です。

松本委員 私はこのコメント案についてなのですが、既存の調査を見直す、レビューするということは、ベトナム政府が行った EIA、F/S、それから JICA が行ったマスタープランの 14 水系のうちのフォン川の部分、それから JBIC がやった SAPROF 1 と SAPROF 2、恐らく最低限大きな調査としてはその三つをレビューされるというのがまず私の理解です。そのうえで追加的な調査を行う。JICA の環境社会配慮ガイドライン上、審査室のコメントにもあるように、一つここで重要なハードルは情報公開ではないかと思っています。

すなわち、SAPROF 1 も SAPROF 2 も公開されていません。JBIC は公開するつもりは一切ありません。したがって、公開されない過去の調査を基に、JICA はどうやってガイドラインを守って、このレビューをやり、支援を行うのか。これが第 1 の質問です。

第 2 は、もしそれをクリアしたという場合、現地は EIA を承認済みです。これについてはどのような対応を考えられているのか。SAPROF 1、SAPROF 2 が古い EIA にどのように反映されたのかということも私は確認していませんが、これが新しい EIA なり追補版に反映されることを確約しなければ、なかなか進められないのではないかと思います。

私からは 2 点です。

上條 これはまだ案件の検討段階のものなので、答えがそのままの答えかどうかというのはまだ分からないのですが、今 SAPROF が公開されていないということは私も聞いていますが、公開されない場合、どう対応したらいいのかということですが、もちろん JBIC のものをそのまま JICA がポンと公開するわけにはいかないと思います。JBIC が JBIC のレポートとして出さないということを決められるのであれば、JICA がそれをもらうことはできるかもしれませんが、それをそのまま抜粋して出してしまうということは多分できないと思います。

答えになっていないと思いますが、それはいろいろ工夫しなければいけないということだと思います。ただ、JICA が書くレポートについては公開します。その中で、SAPROF の調査とかなりバッティングしてしまうところの扱いはどうするかということは、多分、一個一個確認しながらやらなければならない作業になってしまうと思います。それを出すとか、出さないということはなかなか言えないのですが。調査の内容、データ次第といいますか。それがもし違うところで引用できて使えるものであって、それが公開できるものであれば公開するかもしれませんが、それは絶対公開されたら困るというようなものであれば、それはどういう扱いをするかは考えなければいけないと思います。

それから、現地の EIA が承認済みだということですが、それは既定の事実という前提のもとに、この調査のあとにまた JBIC で円借款のことを検討されるということであれば、そのときに反映してもらえよう形でレポートとしてまとめるということになると思います。

松本委員 ただ、私はこれが支援に進むかどうかというスレッショールドがどこにある

のかをはっきりさせるために質問しているのです。つまり、公開されないことが分かっている分厚い調査報告書があって、そこを参照することによってでなければ、どの部分が追加的に必要かということ特定できないということであれば、やはり SAPROF が公開されなければ進められないのではないかとというのが私の率直な意見なのです。しかも、SAPROF を公開しない理由は JBIC ではなくてベトナム政府にあるわけですから、ベトナム政府がうんと言えればいいわけです。ですから、そこはここに書いてあるように、ベトナム政府側に SAPROF の公開に対して了承を得るようなことをもし JICA ができて、かつそれを公開すると言えば、すべてが解決するのではないかと。別に JBIC に了解を得るというものではないと思います。

もう一つは、EIA が終わっていることは織り込み済みとおっしゃいましたが、では例えば住民移転が進んでいてもいいということでしょうか。つまり、移転住民たちがすでに新しい移転地に進んでいる中で F/S をやるということ自体を、JICA としては受け入れるということになるわけでしょうか。

上條 これもまた一般的な話になってしまうかもしれませんが。私も現場の実際のことはなかなか知らないのですが、現地で実際に住民移転がなされているということなのですが、私も事実はよく知らないのですが。もしそれがなされているのなら、JICA 側としてかわるに当たって、それを確認することは必要だと思います。それが相手国の法令に基づいてちゃんとなされているのかとか、事前に何らかの住民移転計画なりがあって、それに基づいてなされているものなのかという確認をする必要はあると思います。それに JICA が技術協力で絡むことによって、対象とする住民のかたに何らかの影響が起きてしまうということが明確であれば、確認することは必要だと思います。ただ、それはあまり高いこと、できもしないことを求めてしまうということではないと思いますが、相手国の法令に基づいてきちんとなされているかということは確認する必要があると思います。

田中副委員長 今の点とほとんど同じだと思うのですが、今の松本委員がおっしゃっていることは、基本的にこの F/S をするかどうかという、JICA 側のこれから先に進めるかどうかの前提条件だと思います。今、まさにおっしゃっていたように幾つか確認しなければいけない点があって、向こう側のベトナム政府がこれを進めるのであれば、例えば SAPROF の開示に応じなければいけないとか、あるいは EIA をどのように適用していくかということに関しても、こちら（JICA）側が持っているガイドラインにどれだけ沿ってもらおうかということの了承を取ったうえで初めて、この F/S が始まりますよというような前提条件になってくるのかなということが一つあります。

それと併せて、先ほどから議論になっていた、SAPROF の中で問題となっていた最終的な砂州への影響というのがあったかだと思います。この3点目は、先ほど夏原委員から、これは全体計画、もともとのマスタープランなどの上位計画との関係があるのではないかという話がありました。それはまさにそのとおりで、2003年9月にマスタープランが作られていますよね。ですから、ある意味でこれも確認事項だと思うのです。要するに、ここまで SAPROF も進んで、また今 F/S が挙がってきているということは、逆に言えば、満田委員がおっしゃっていたように、要するに幾つかのオルタナティブがあった中でこのサイトを選んでいるのだ

ということは、すでにリスクを勘案済みなのではないか。そういう判断をしたうえで、JICAがF/Sに行くかどうかという判断だと思うのです。

ですから、これを進めるかどうかの前提条件をやはり整理しないと、またこの先進んでいった中で、やはりこの部分が問題だったのではないかという行きつ戻りつになって、結局は先に進めないというような状況が生じたりしないかなという不安が少しあります。

村山委員長 他はよろしいですか。

松本委員 今の夏原委員と田中奈美委員のところに出てきたマスタープランですが、マスタープランが提言しているのはター・チャック、フー・チャック二つのダム建設案です。それに一番のプライオリティを置いているプランです。ところが、JBICが出したSAPROF 2は基本的にター・チャックであって、フー・チャックに対しては慎重な姿勢を執るようになっているのが、例えばJBICが委託したWWFのレポートから出ています。それは下流への砂の供給の問題です。したがって、マスタープランでは二つのダムを推奨、JBICのSAPROFではター・チャックのみでフー・チャックについては慎重にというのが結果です。その二つを取っても違います。

村山委員長 ありがとうございます。

なかなかまとめ切れませんが、一つは情報公開の点があると思います。これについては、コメント案の中では「相手国政府は情報公開とステークホルダー協議を行うことに同意をしている」と明記されていますので、この段階でこの案件について審査会からやめるとは多分言えないと思うのです。同意をしている以上、最初に満田委員がおっしゃったように、これまでの計画、あるいは調査に関する情報公開も当然必要になってきます。そうしないと、同じ調査を何回もやるということになり、地域住民にとって非常に負担になるはずですから、それはできない。とすれば、これまでの調査も含めて情報公開という話になってくるので、それがもしできないということになってくると、審査会としては意見を言わざるをえないということになると思います。ただ、この段階ではそこまでは多分言えないので、慎重な対応ということになるのだと思います。今ここにコメント案として書かれていることがそのまま進められるのであれば、あるいはこういった形でいいのではないかと私は思います。

それから、ダムによる砂州の影響については、私のわずかな経験からいくと、こういった地域における影響は科学的に証明できない。恐らく幾らやっても証明できない部分があります。そうすると、そういう不確実な状況を安全な側で見て、例えば砂州がなくなった場合でも、どういう影響があるかということを考えて評価をしていかなければいけないと思います。そういった意味では、環境社会配慮に関しても、もし非常に危険な状態というか、危機的な状態になった場合どうなるかということも考慮してやっていかなければいけないということはあると思います。そのあたりも今後検討に含めていただければいいのではないかと思います。

ということでよろしいでしょうか。はい、どうぞ。

川村委員 情報公開の件ですが、要はこのコメントの中に書かれている文章の解釈ですよね。相手国政府は同意しているというこの中身を、JICAのほうで把握していないと、ここで

何も決定できないと思います。この中に SAPROF の公開も含めて入っているかどうかという確認がなければ、このコメントの意味というのが全く変わってきます。その段階でこの場で「とりあえず現段階ではいい」という言い方はできないと思います。もし、それでオーケーということであれば、ガイドライン違反になる可能性がかなりあるのではないかと私は考えるのですが、いかがでしょうか。

村山委員長 ただ、この段階ではあくまで協議なのです。こちらがこの案を承認したとか、しないという話ではなくて、審査会の委員の方々との協議という段階になっています。そういうご意見が強くあったということは記録としては残りますし、審査室としてもそういう意見を聞いたということにはなると思うのですが、それに対して、この段階では決定というような話ではないということが一つあると思います。

上條 ここに書いたのは、要請書と一緒にスクリーニングフォーマットが出てきています。そこに SAPROF のレポートうんぬんということは書いていないのですが、「同意する」というところにチェックを入れてきたのです。なおかつ、この案文をこれで公開することでもいいですかというやり取りもして、JICA はそちらのプロジェクトを A としましたと。この案文で 30 日間公開していいですかということに対しても、了解したという答えが今、来ているのです。それ以上の確認は取っていません。私たちが心配しているのも、やはり情報公開やステークホルダーの協議のことで、了解ということでは答えはもらっているけれども、それは早く決める必要があるということをお願いということなのです。

それから、EIA のことで追加ですが、相手国の要請を見ると、EIA をレビューしてほしいということも来ています。ですから、それを相手国がどう扱いたいのかということまではまた確認しなければならないとは思いますが、EIA をレビューしたいということは要請書の中に入っています。

富本 遠藤委員からご指摘のあった点は、私も非常に重要だと思います。要するに今のところ、JICA と JBIC という二つの実施機関があって、この間が必ずしも十分に意思疎通がされていないというところが大きな問題で、日本政府全体としては、日本の国民の税金を使ってもう 1 回やるのかということになってしまうと思うのです。そこはぜひとも避けたい。もし、JICA が本気で調査をするつもりであれば、これまで SAPROF でやった部分というのはもうやらないという決定が必要です。あるいはそこで得た情報はここで JBIC 側から十分公開していただいて、そのベースで議論しなければいけない。JICA がベトナム政府に対して SAPROF を公開しろということができるかどうかというのは分かりませんが、少なくとも同じ日本の実施機関どうして連携を進めていますので、そこで議論されたものについては、できるだけここでご説明いただくということが必要かと思えます。

そして、委員の方々の間にはよくご存じのかたもいらっしゃるし、全く知らないかたもいらっしゃると思います。そのところはぜひ同じベースにしてご判断いただかないと、最初にこの審査会にかけるときに判断にいろいろ偏りができてしまうのではないかという感じもします。そこは何とか工夫をしたいと思いますが、ただ、トータルな意味として日本の ODA でこれを再度詳細な調査をするのかということ、確かに疑問が残るところですので、そこはぜひ

ひ効率的に運営したいと思っています。もし、これをさらに実施するという決断になって、そしてこれから現課が説明していきますが、その辺の調査設計について、あるいは情報の収集や皆さんに対する提案やご説明の段階においては、そういう効率化を図りたいと思っています。

遠藤委員 情報公開欄にある“Updating of Feasibility Study”のフィージビリティスタディは、このSAPROFを指しているのか、その前に別のF/Sがあったのかどうか。

上條 これはベトナムが自分でやったものです。

遠藤委員 分かりました。

村山委員長 申し訳ありません。時間の制約もありますので、最初の案件についてはこのあたりで終わらせていただきます。

少し休憩を取らせていただいて、4時から再スタートとさせていただきます。

休憩

村山委員長 それでは再開させていただきます。コメント案の協議2番め、「インド国ムンバイ アーメダバード高速道路プロジェクト」開発調査に関してです。

それでは、ご説明をお願いします。

上條 それでは、AC.5-4の資料を見ていただきたいと思います。これもAと位置づけているもので、今、案件検討段階のもので、「インド国ムンバイ アーメダバード高速鉄道プロジェクト」というものです。スキームは開発調査のF/Sです。相手機関はインドの鉄道省です。プロジェクトの背景は、地図を見ていただければと思いますが、ムンバイというのはボンベイのことです。以前、ボンベイといていた所です。そこから北の方にアーメダバードという場所があります。その間は今も鉄道があるのですが、現在は9時間かかります。この辺りはインドで最大の工業地帯ということで、今後、交通の需要が高くなるが見込まれる。輸送力を上げることと安全輸送を確保する必要があるということが背景です。

事業の概要は、ムンバイと、地図には「アーメダバード」と書いてありますが、この間が500kmあるのですが、そこに高速鉄道を造りたいという案件です。この辺りはGUJARAT州、MAHARASHTRA州という人口が多い所です。ムンバイが1200万人、アーメダバードが580万人います。沿線の主要都市もスーラトが500万人、ヴァドーダラという所も360万人で、非常に大きい都市もあるということです。

自然環境としては、マングローブ地帯があり、国立公園、野生動物保護区も含まれる可能性があるということです。また、歴史的、文化的遺産も存在する可能性があるということです。

今、要請書が来ているのですが、それを見るとまだ影響は分からないと。調査が必要だということしか書いてありません。

私どものコメントとしては、インドのアセスメント制度を調べたのですが、理由はよく分からないのですが鉄道は対象事業ではないのです。しかし、大規模な鉄道建設のプロジェクト

トであり、非自発的住民移転や騒音・振動、生態系、土地利用、地域経済などに重大な影響が想定されるということで、カテゴリAの調査ではあるのですが、これは非常に規模が大きいということもありますので、まずはIEEレベルの環境社会配慮調査を行い、影響の程度の把握と緩和策の検討を行ったうえで、事業の必要性を判断することが適当であるというコメントにしています。

情報公開は11月29日から30日間ということで、情報公開しているところです。

村山委員長 ありがとうございます。この案件についてご質問、ご意見がありましたらお願いします。

遠藤委員 まず、現在線があるということが前提と思います。それを高速化したり、輸送力を増強するということなので、私はコメントにある「重大な影響が想定される」の「重大」という意味がわかりません。その点を説明していただきたいと思います。

上條 既存の路線があるので、あまり影響はないのではないかとということでしょうか。

遠藤委員 影響はそれほど大きくないのではないかとという意味で、「重大」という言葉を使うのは何を指すのか知りたいということです。

上條 もちろん既存の路線はあると思うのですが、それをそのまま利用するのではなくて、多分主要な駅は同じ駅を使うのだと思いますが、これも線がまだ決まってはいません。どういう形で通すのか、新たな軌道を作ることは当然あると思います。今の在来の鉄道をそのまま使うのではなくて、そこに例えば日本でいえば、在来線に特急を走らせるということではなくて、イメージとしては新幹線のように別の軌道を作って、主要な都市の駅は同じ駅を使うと思いますが、新たな軌道を設置するのではないかとということ想定しているのです。

村山委員長 今のは想定レベルですか。高速鉄道の内容についてはある程度固まっているわけではない？ そうすると、いろいろな可能性を検討しなければいけないということですね。それでF/Sということですね。

他にご質問、ご意見いかがでしょうか。

川村委員 関連のマスタープランのようなものはあるのでしょうか。

上條 今うちもいろいろ調べているのですが、5か年計画とか、それが輸送量を増やすなど、そういうボンベイ首都圏計画というものはあるようです。ただ、この鉄道のマスタープランに当たるようなものがあるのか、ないのかは分かりません。多分ないのではないかと想定しています。上位の5か年計画というようなものはあるということです。

満田委員 代替案の検討についてコメントの中に書き込まれたらいかがでしょうか。得てして代替案というものが非常に甘くなりがちなので、鉄道の路線や、輸送方式などにおいて、環境社会面、事業効果、技術的なものやコストなどについて、代替案の検討を行うべきだといったコメントを入れられたらいかがでしょうか。

上條 書いてないからやらなくてもいいというつもりではなかったのですが、複数案の検討はガイドラインに従えば当然やることなので、もし採択されればやることになると思います。今のご意見は参考にさせていただきたいと思います。

渡辺委員 代替案ということで、高速鉄道が来ているのですが、在来線の増強などはあり

えないのですか。そこら辺はすでに検討されたうえで、高速鉄道が必要ということになっているのでしょうか。今の上位プロジェクトという意味において。

上條 それも私どもはちゃんとしたレポートで確認しているわけではないのですが、いろいろな関係する人の話を聞くと、在来線の改善ということも彼らの事業目的に沿うのかどうかは分からないのですが、今の段階ではそういう考えもあるのではないかという議論はしています。

富本 日本の新幹線の技術で協力してほしいということで要請が出てくる場合もありますが、そういう場合でも JICA は、おっしゃったように在来線がなぜ使えないのか、そこは恐らく安全の問題や、混雑の問題や、周辺住民がたくさん住んでいるとか、スピードが出せないなどいろいろな問題があると思いますから、そういったことを代替案として検討するのは当然だと思います。

同時に、ハードだけではなくて、そういった高速鉄道を運営する場合には、技術上の問題や経営、財政上の問題などさまざまな問題があります。そういったものは過去、いろいろな国で経験していて、一挙に新幹線のような高速鉄道がいいというような提言がなされるはずはないと私は信じております。なお、皆さんいろいろご心配もあるかと思しますので、案件が挙がってきたときには、ぜひその辺は厳しくご検討いただきたいという希望を申し上げておきたいと思えます。

村山委員長 はい、他にいかがでしょうか。コメント案の最後に「事業の必要性を判断することが適当である」となっていますので、非常に慎重な書きぶりをされていると思われま

す。

原嶋委員 先ほど松本委員からご指摘のあったこととの関連ですが、現地国インドのこの事業は、あえて EIA の対象になっていないということですが、私どもの委員会で検討した結果について、これがどういうプロセスで反映されるかということについて、見込みというのはどういう感じでしょう。

上條 まだ相手側とコンタクトもしていないので、そこもまだきちんと確認しているわけではないのですが、もちろん相手国がこの事業をやるかやらないかの意思決定をするための資料にはなるわけです。アセスメント制度の対象外だとしても、環境面、社会面にもこういう影響がありますよと、そういうことも踏まえたレポートになるわけですので、相手国の鉄道省がそれを見て、環境や社会面に関係するコストもこれぐらいかかるといったようなことも踏まえて、相手国がやるかやらないかという意思決定のときの判断材料にさせていただくという面では反映されるということだと思います。

村山委員長 すみません。確認ですが、審査会はすべて議事録が残りますので、必ずマイクを使ってお願いします。

作本副委員長 インドの場合、連邦制を執っているのですが、私もこの9月にインドを回っていて、連邦と中央政府との間でギャップがあって、特に中央政府は全くこのアセスを真剣に検討する意欲が見られないということがあると同時に、中央の人は地方まで行く旅費がないということで、インドは強い官僚制を作ったかと思っていれば、正反対のことを現地で

聞きました。こういう場合、州をまたがっているのかということが地図からは分からなかったもので、そのあたりのことがもし分かれば。

上條 これは地図の日本語のところに「クジャラート」と書いてありますね。あと「マハラシュトラ」とムンバイの右側に書いてありますが、この二つの州に重なっています。

村山委員長 他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、今いただいたご意見をぜひ参考にさせていただいて、ご検討をお願いしたいと思います。

それでは3件目に移りたいと思います。今度はシリアのダマスカス市の水道水源拡張計画です。これは無償資金協力の案件ということです。よろしくをお願いします。

上條 それでは、AC.5-5 を見ていただきたいのですが、「シリア国ダマスカス市水道水源拡張計画(フェーズ2)」というものです。

スキームは無償資金協力です。相手国の機関は住宅建設省ダマスカス市上下水道公社です。プロジェクトの背景は、シリアの首都ダマスカスは給水人口が261万人で、現在の給水量は58.3万立米/日で、一人当たりになると223リットルです。現在、人口が増加傾向で、経済活動も活性化の傾向にありまして、水の需要が増大しています。特に乾季(4~11月)の間は、過去5年でも一日当たり10時間の断水が行われている状態です。そういう背景がありまして、JICAも97年に開発調査M/Pを行いました。漏水防止や既存水源の強化や新規水源の確保ということがこのM/Pの中でうたわれています。現在、無償資金協力のフェーズ1がなされています。

すぐく見づらいなのですが、右側の地図にYboos(ヤブース)という所があります。それからその上の方にMaadar(マーダル)と書いてあります。それからYboosの右下にDer Al Ashaerという所で今、フェーズ1のための調査をやっているところです。M/Pもやりましたし、無償資金協力でフェーズ1の調査をしている状況です。

事業の概要は、フェーズ1の調査もしているのですが、まだ水が足りないということです。これは片仮名が振ってあるところですが、いちばん上のほうに「マーダル」という所があります。もっと上のほうに「セルガヤ」地区というのがあります。次が「南デイル・アル・アシャール」というのが下のほうにあります。またその下に「ヤフル」という所があります。この片仮名で書いてある四つの箇所、地下水の揚水事業を行いたいというのがフェーズ2です。この四つの地区合計で、最大揚水能力が2万5200立米/日です。これはポンプを最大に稼動した場合ということです。ポンプで新規の水源を開発することと、地図に太い線が書いてあるのが既存の導水管で、そこにつなげるための水道管が必要で、それがトータル37kmになるということで、これが事業の内容です。

立地については、ダマスカスというのは地図の右下にあります。その北西約50kmの地帯にありまして、レバノンの国境に近い所です。バラダ川という川があります。この地域は山岳地帯ですが、ずっと山のほうに行けば、2000mを超えるような石灰岩質からなる山脈が連なります。年降水量は250~600mmぐらいで、ただ標高がありますので、冬季には積雪も見られるということです。ダマスカス市はバラダ川から扇状地になっている所で、流域から

見るとダマスカスの上流地域に当たるということです。

予想される影響は、地下水揚水による影響があるのではないかとということです。周辺の地下水位が低下するとか、地域に住んでいる現在水を利用している人たちの利用の可能性が減ってしまうのではないかとか、水を汲みすぎると水収支が悪化するのではないかとというようなことを想定しています。

これは無償資金協力ということもありまして、まず相手国にEIA報告書を作ってもらおうということにしています。それを相手側が作りましたら、その予備調査等を通じてJICA側で確認をして、その結果を踏まえて、その次の対処を慎重に検討する必要があるというコメントにしています。半乾燥地域で地下水、それも割と首都を対象にするような給水事業ですので、慎重に対応したほうがいいのではないかとコメントにしています。

情報公開は11月29日から30日間ということで、今、公開しているところです。

村山委員長 ありがとうございます。このような案件ですが、何かご質問は。

渡辺委員 地下水利用案件は、例えばプロジェクトの背景で「既存水源の強化」という言葉がありますが、水源が強化されることはないので、基本的に取水設備がりっぱになるだけで、たまり水というのは供給されない限り少なくなってきます。ですから、予想される環境社会影響としては、ここに書いてあることがほぼ確実に起こってくるだろうと思います。そういう意味で、コメント案として「その後の対処を慎重に」と書いてあるのですが、現実的にくみ上げすぎかどうかというのは、水量をモニタリングして所定より下がれば、取水を少なくするしかないので、「その後の対処」という一般的なものではなくて、「水位のモニタリングと取水管理規制を作る」などというように、もう少し具体的なことを書かれたほうが分かりやすいかなという感じがします。

村山委員長 今のようなご意見ということですが、何かコメントはありますか。

それでは他にいかがでしょうか。ご質問でもかまいません。はい、田中奈美委員。

田中副委員長 フェーズ1のほうが今、事前調査段階ということですが、これはフェーズ1と今回同フェーズ2ということだと思うのですが、この関係は両方が事業として完成して初めて、マスタープランで言っているような今の水需要にこたえていくという性質のものなのでしょうか。それとも、フェーズ1だけができて、フェーズ2がままならなかったとしても何とかなるということですか。事業的にはどういう関係があるのでしょうか。

上條 事業をなぜ分けたのかということですが、それは事業規模に合わせたというのが正直なところらしいです。JICA側の支援する事業のスキームに合わせて向こうが分けてきたと。ただ、今回の事業の目的は主に乾季の対策なのです。乾季に新しい水源を稼働させて、断水の状況を改善しようということです。ですから、マスタープランの意図を達成しようと思えば、フェーズ1とフェーズ2を両方やったほうがいいとは思いますが、緊急な順というのでしょうか、私も完全には理解していないのですが、何らかの考え方でこの二つに分けているのだと思います。

このフェーズ1は、もうじき皆さんにご意見を伺うために準備しているところです。フェーズ1のレポートも、まだ私どもも見ていないのですが、今、無償部が作っているところで、

そのレポートができれば、また担当のかたを決めさせていただいて見ていただく予定にしています。

村山委員長 他にいかがでしょうか。

松本委員 これは質問ですが、フェーズ1は「無償資金協力のための事前調査」と書いてありますが、これは具体的には予備調査ですか、基本設計調査なのですか。

上條 今、うちの無償部がやっているのは基本設計調査です。

村山委員長 他はいかがでしょうか。

コメント(案)にある「先方実施機関が作成するEIA報告書」というのは、前提ということによろしいのですか。

上條 これも今、無償部の意見を聞いているのですが、それは相手側に作らせるということでした。支援が必要であれば、コンサルタントの中に支援するようなかたを入れてお手伝いすることはあるのですが、基本的にはこの上下水道公社に作ってもらって、それを JICA に出してもらおうということにしています。

村山委員長 他にいかがでしょう。もしよろしければ3件目はこのような形で終わらせていただきたいと思います。それでは、カテゴリ A 案件のコメント案の協議についてはこれで終わらせていただきます。

次に、来年度の開催曜日、コメント答申作成手順についてご検討いただきたいと思います。まず、事務局からご紹介いただけますか。

3. 来年度開催曜日、コメントと答申作成手順の検討

上條 それでは、AC.5-6 を見ていただきたいのですが、メールで皆様に月曜日と水曜日のご都合をお聞きしまして、その結果を分かりやすいように と と×で表現しました。すみません、15番の田中章委員の水曜日のところを×にさせていただきたいと思います。今、このような結果です。杉前さんは今、帰ってしまいましたが、回答がありませんでした。確認したかったのですが、帰られてしまったので分かりません。あと、遠藤さんの月曜日のご都合が分からなかったのですが。

遠藤委員 です。

上條 ですか。はい。

村山委員長 杉前委員については、先ほど直前に確認をしまして、どちらでもいいということでした。月曜日と水曜日がこういう形で出てきましたので、ざっと見るところ、水曜日に×とつけておられるかたが3人いらっしゃいますので、これからすると月曜日に開催というのが妥当ではないかと思います。そんな形によろしいでしょうか。何か。はい。

和田委員 確認ですけれども、これは来年度、つまり来年の4月以降という意味ですね。

村山委員長 そうということですね。4月以降です。これも先ほど事務局と打ち合わせて、とりあえず半年だけこのようにするか、1年間するかというお話もあったのですが、来年度1年間、基本的にはこういう形でやってはどうかと思います。そんなことによろしいでしょうか。

それでは、今からスケジュールを調整いただくかたは、基本的には月曜日を優先させていただきますというようにしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、コメントと答申作成の手順です。これをご説明ください。

上條 これは前回の第4回の委員会のときに、コメントを提出する様式を作ったほうがいいのではないかというご意見もありまして、どのようにしたらいいかということで、今回の第1回の答申の作業を通じて、とりあえずこのような具合にしたらいいのではないかと考えてまとめました。これも当面やってみて、必要があればまた直せばいいのではないかと考えています。

1番でコメントの作成ということで、担当の委員のかたには～を簡潔に記載していただきます。複数のコメントがある場合は、こちらが諮問する報告書の目次に沿って通し番号をつけていただきます。JICAの環境社会配慮審査室あてにメールで出していただいて、担当委員の間ではお互いにccで送り合って情報を共有したらいいと考えました。

まず1番として、コメントの箇所です。項目、ページ数や行数を書いていただく。2番としてコメントの種類です。修正か提案かその他か。あとは3番として、コメントの内容とその理由を書いていただく。4番で、もし何か必要なことがあれば、備考として書いていただく。

この記載例というのは、今回の先ほど議論した答申案に書いてあるものをとりあえず例にただけです。例えば二つぐらいあれば、1番目のコメントが、2.1のところ調査対象地域の現状というところは、ページ2の1番というところに修正のコメントだと。例えば、「自然環境に対する情報を地域概況に記載すること」と。理由は以下のとおり、という感じで書いていただいて、2番、3番と目次に沿って書いていただくということです。

このように事務局にコメントを出していただきまして、そうしましたら、事務局は基本的には整理する作業を行います。特に文言をいじるとか、表現を変えろということは一切しません。修正のコメント、提案のコメント、その他のコメントごとに目次に従って整理すると。コメントには通し番号をつけます。ただ、ここも作って思っただけですが、コメントの種類別にしたらいいのか、それとも、例えば修正のコメントのあとに提案のコメントがあっても、とりあえず全部目次に沿って並べたほうがいいのか。それは作業しやすいほうがいいとは思いますが、もしかしたらコメントの種類別にしないで、すべて目次ごとにやったほうがいいのかなという気もしました。これは重複があるとか、これは一緒にしたほうがいいというようなことを議論するときには、かえってそのほうがいいのかなと。

あとは、それを審査会の前までに事務局で用意しますので、それをまた担当委員のかたにお返しします。担当委員のかたのほうでは、審査会でどういう議論をするかということ準備していただきまして、審査会ではコメントの種類をどうするかとか、内容をどうするか、まとめるかとか、例えばこれは要らないから落とすかというようなことを議論していただいて、答申の形にしたいと思っています。

和田委員 1の「コメントの種類(修正、提案、その他)」という区分をしていますが、これはどこかで全委員の意思統一をしておいたほうがいいと思っているのです。これまでも、

前回でしたか多少議論が出たと思いますが、修正というのは非常に強い意見、提案というのは若干弱めの意見という理解を私はしたのですが、それでいいのかどうか。つまり、修正というのはこれだけ変えてもらわないと困る、変更してもらいたいという強い意思表示であり、提案というのはそれには劣る程度の意見だということによろしいのでしょうか。

村山委員長 はい、今回はそのような整理をしたと思います。ただ、今後それを踏襲するかどうかはご議論をいただいていたと思いますので、もしその点について何かご意見がありましたらお出しただきたいと思います。いかがでしょうか。

田中副委員長 先ほどのカンボジアの時に出ていた議論と近いと思いますが、要するにここで出す答申に対して、その先の対応をどうされるかということと関係してきていて、基本的には今、和田委員がおっしゃったように、修正意見は強い要望であると。提案に関してはそれほど強くは求めませんという強弱があっているかと思います。これは皆さんのご意見もお伺いしたいと思いますが、例えば修正として、ある委員から強い意見として、ここは直していただきたいと出たときに、それに対して JICA 側が、「それはこうこうこういう理由でできません」「その修正には応じられません」という答申に対する回答があった場合に、それを我々側としては、ではそれは修正意見のほうから提案意見のほうにランクを落としましょうかとか、そういうことをするのかどうかということも含めて、ある程度ルールを決めておいたほうがいいのではないかと思います。ですから、今この場でそういうことが決められるのであれば、ある程度方向性として。先ほどのカンボジアは特殊な例で、最初からかかわっていないのであれですが、一応、ある程度枠組みを決めて、それを適用してみて、それがうまく動かないようであれば、少し考えるという方法もあるかと思います。共通の認識を持っていたほうがいいのではないかと思います。

村山委員長 そうすると、基本的には修正、提案、その他というレベルづけについては、前回と同じでいいのではないかと思います。ただ、それを答申案としてまとめる段階で JICA との協議をどのような形で持っていくかということですね。これはけっこう大きな点ではないかと思いますが、何かご意見がありますでしょうか。

満田委員 そのようにめりはりをつけるということについては賛成なのですが、実は私は若干思い違いをしておりました。修正というのは何か文言を変えることだと考えていて、例えばこうこうこうような記述を加えるとか、調査を今後やったほうがいいということを提案だと勘違いしていた気味があります。ですから、その辺は、そういうたぐいの本当の提案ですね。例えば詳細設計段階に、こうこうこういう追加調査をやったほうがいいというたぐいの話、あるいは少し極端な例は、この事業はあまり先に進めないほうがいいのか。そこまでいくかどうかは置いておきまして、そのような文言の修正では済まされないたぐいの全体にかかるようなコメントというのは、どのように分類したらいいとお考えでしょうか。

村山委員長 修正が非常に強くて、次に提案があるという分け方でいくとすれば、修正の中には追加というものも含まれると思います。さらに大幅に変える必要があるというものも修正に入ると思います。もしレベルをつけるとすればです。ですから、満田委員が最初におっしゃったような形でいくと、文言の修正だけではなくて追加というのも修正の中に含まれ

る。そこにはかなり大きな修正も入っているのではないかと思います。

満田委員 それに絡めて、1点だけ提案です。コメントの箇所というものを書くようになっているのですが、全体的なコメントもあるような気がします。この事業ではここがいちばん重要だけれども、クリアされていないなど。ですから、全体的なコメントを書く余地もあったほうがよろしいのではないかと思います。

村山委員長 実際、そういうコメントも前回ありましたよね。ですから、ページ数を特定しないというコメントも全体にかかわればあっていいと思います。個別のことについてページ数を特定されないと、整理が大変になるとは思います。全体にかかわるものはあっていいと思います。

田中副委員長 今のことと多分関連すると思いますが、今もう進んでしまっ出てくるレポートに対しては、我々委員としてはいわゆる TOR (Terms of Reference) に沿って作られているレポートそのものに対するコメントと、それを進めていった事業としての JICA 側に求めたいコメントの多分2種類あると思います。特に JICA 側に求めたい提言や意見というのは、その全体にかかってくる人が多いと思うので、その部分を分けて、最初からこの委員会がかかわっていないプロジェクトに関するコメントに関しては、そこを分けて出すという形にしたほうが、後で問題のありかが明確になっていいのではないかと思います。いかがでしょうか。

村山委員長 そうすると、コメントの種類をもう一つ増やすということですか。

田中副委員長 そうですね。当面はそういう形とか、どういうやり方がいいのか分かりませんが、整理されるときにそれを分けていただくよりは、出すほうがこれはこちらですよという方向を示したほうが分かりやすいのではないかという気はするのですが。

村山委員長 そうすると、対象報告書にかかわる内容以外のコメント？

田中副委員長 ええ。

田中章委員 内容についてのカテゴリーというのもあると思うのですが、もともとこれは修正命令というものと、修正提案というものをこのように表現しているのです。ですから、それは要望の強さ、濃淡でやっているということなので、もう1個カテゴリをつけるかどうかというのはあれですが、僕はとりあえず簡単なほうがいいのか。それでやっていくうちにもう少し追加してやっていけばいいのかなと思います。

村山委員長 今のご意見を踏まえると、とりあえず修正、提案、その他の三つのカテゴリで分けておいて、田中奈美委員がおっしゃったような点については、その他の中に入れていただくということでもいいかなと思います。

作本副委員長 今回もコメントの中には全体にかかわることや、あるいは最後のほうに「その他」に載ってくるようなカラーで地図を載せたりということも出てきます。かといって、私も分類の三つを、四つ、五つにすると作業が大変になりますし、また、まとめるかたのことを考えると二つにまたがるなどということもありえますので、やはり三つぐらいのほうがいいのではないかと思います。

ただ、私もこれは気になったのですが、「修正」と「提案」だと、どうも「提案」という

言葉のほうが目には強く映るのです。先ほど「修正命令」という言葉がありました、「修正」よりも「変更」など何か強い言葉はないでしょうか。そうすると、明らかに三つの格差をつけたということがもう少し目に入りやすいです。どうも私には「提案」のほうがプロポーザルとして強く感じてしょうがないのですが、いかがでしょうか。

村山委員長 そうすると、何かよりよい言葉を提案いただけますでしょうか。

田中章委員 修正を提案することもあるわけですから、ちょっと日本語の使い方があれかなと。ですから、査読のような乗りでいうと、「修正命令」と「修正提案」なのかなと。両方とも修正で追加なり削除なり、何かやってくれと言っているのだけれども、それをほぼ命令的にどうしてもやってもらいたいと言っているものか、そうでなければ困ると言っているのか、できればそういうことも考えていただきたい、それなら幸いですというような。

村山委員長 ご意見のご趣旨は十二分に分かるのですが、具体的な文言を。

原嶋委員 作本さんのご意見、私もプロセスを知らなかったのですが、意味を今聞くと、一般の理解とはだいぶ違ってしまいますので、私の提案としては「要求」と「提案」と「その他」という感じ。英語で言えば、Request、Suggestion、Recommendation なのかわかりませんが、そんな感じがいいのではないかというのが一つのご提案です。田中委員のお話も伺ったうえでの提案です。

渡辺委員 今の「要求」や「提案」というのは「修正」を前提にされておられますが、JICAプロジェクトの一つのコンセプトに従って進められてきた。それに対して、非常に難しいのですよという提案というように私は受け取っていたのです。というのは、カンボジアの場合、あそこの処分場から幾ら降雨が多くても水を出せないというのは、もう不可能だと私は判断します。ところが、一つのプロジェクトは出せないというコンセプトで来たときに、これは非常に困るだろうというので、やむをえないときに出す場合には、所定の基準以下で放流しなさいというようなことも入れたほうがいいのではないですかと。ただし、これを妙に「修正」としてしまうと、全体のコンセプトが狂ってしまうけれども、これは考慮してくださいということをして「提言」と理解して私は書いたのです。決して修正してくれという意味ではなくて、もう少し検討してくれという意味での「提案」です。ですから、いろいろあるので、あまり定義づけをはっきりここで議論しないほうがいいのではないかと思います。

田中章委員 もう一つ、先ほど上條さんが、これでいうと のコメントの種類別に、目次別にということだったのですが、その種類別というのをやめて、ただ単に最初から最後まで目次のとおりにはやっておけば、今言われたような問題も、同じことをそのかたは提案と言っているし、このかたは修正と言っているというのが見やすいので、その辺でやり取りをしていけばだんだん一つの方向性になってくるのではないのでしょうか。

村山委員長 今の田中章委員の点については、2番目のところで種類別にというのは削除して、目次の順番に従って整理をしていただくということですね。それから、コメントの種類については、定義というか、趣旨は皆さんご理解いただいたと思いますので、先ほどの原嶋委員のご提案で、「要求」「提案」「その他」という形でいかがでしょう。その中には「修

正」も入ります。渡辺委員がおっしゃるもう少し違う意味でのものも多分入ると思いますので、「要求」「提案」「その他」という形で当面やってみて、もしあまり内容がそぐわないということであれば、またご検討いただきたいと思います。そういう形でよろしいですか。ありがとうございました。それでは、今後のコメントについてはこの形でお願いしたいと思います。

それでは、あと 15 分で残りの点についてご検討をお願いします。次は 4 番目、担当委員の決定ということで、もう一つ案件が出てきましたので、これについて委員の決定をお願いしたいと思います。では、事務局からお願いします。

4. 「バングラデシュ国パドマ橋建設計画」ドラフトファイナルレポート（開発調査）の担当委員の決定

上條 ここに書いてありますバングラデシュのパドマ橋建設計画という調査があります。ドラフトファイナルレポートが 12 月下旬ぐらいには審査会で諮れる予定になっています。委員のかたのご都合もあると思いますので、早めに担当委員のかたを決めさせていただきと思って、今日の議題といたしました。この内容は非常に大きな、5～6 km ぐらいの橋を架けるというもので、住民移転も発生するということです。かなり大規模らしいのですが、そのような案件です。前回、フィリピンやカンボジアで担当委員を決めさせていただきましたので、そのあたりも勘案しながら、どの委員にやっていただくかということ事務局で相談しました。

一つの家ですが、これはインフラ案件ということですので、遠藤委員にお願いできないかと。遠藤委員にはカンボジア国の一号線もお願いしているのですが、議論する機会は少しずつ予定にしています。アセスメント自体でどうなのかというような判断も必要だと事業部から聞いています。また、平山さんは UNEP の ROAP (the Regional Office for Asia and the Pacific : アジア太平洋事務局) にもいらっしゃったということなので、バングラの事情をご存じかとかって想像して、平山さんをお願いできないかなと。それから、これは住民移転もありますので、いろいろな案件をお願いしている状況から見て、また満田さんをお願いできないかなと。それから、生態系のことは田中章委員にお願いできないかと思っています。あと、もう帰られてしまいましたが、柳委員にお願いできないかなと。それから、公害環境のことはあまりないのではないかと想定しているのですが、杉前委員にお願いできないかなと思っています。一応、6 人ということです。

村山委員長 というような懸案なのですが、お名前が挙がった委員の方々、いかがでしょうか。退席された委員のかたもいらっしゃいますが、よろしいでしょうか。あらかじめこういう事態は想定されていたのですが、けっこう大変ですね。よろしいでしょうか。よろしくお願ひいたします。それでは、バングラデシュの案件に関する担当委員については、今ご提案をいただいたような形で進めさせていただきたいと思います。

では次に、次回以降の審査会の開催予定についてご確認をいただきたいと思います。

5. 次回以降の審査会の開催予定

上條 次回は、第6回のところを見ていただきたいのですが、テレビ会議をしようと思っています。関西のかたには、後ろに案内の紙もついているのですが、兵庫国際センターという所にご足労いただいて、本部よりはかなり近いと思いますが、その会議室でテレビ会議に参加していただきたいと思っています。

東京のほうは、テレビ会議の施設はこの本部にもあるのですが、これが使えないので、幡ヶ谷にある TIC の別館の2階が JICA 東京という所で、これも地図をつけてあります。幡ヶ谷駅から歩いて 10 分弱なのですが、そちらの別館にテレビ会議の施設があります。そこをつないで一度試してみようと思っています。

次回の議題は、前回、担当委員を決めさせていただいた「フィリピン国メトロマニラ中心地域排水機能向上計画」案件と、「カンボジア国国道一号線改修計画」という無償案件の事業の説明をするということが主な議題になっています。ですから、それをテレビ会議で、幡ヶ谷から説明をして、それを兵庫国際センターで聞いていただいて質疑応答をするということを想定しています。

村山委員長 というような形で、次回はテレビ会議のシステムを用いてやってみるということですね。そのあと、7回以降はそういう予定ではないということによろしいですか。

上條 7回以降も、実はテレビ会議の予約がたくさん押さえられてしまっていて、「本当にやるの？」と聞いても「やる」と言われてしまうのです。会議を予定しているからということで、とりあえず押さえている人も多いのです。「本当にやるの？」と聞くと、「それは1月にならなければ分からない」と言われて、今決められないのです。ですから、順次確認はしています。「そろそろ空きませんか」と聞いたりしています。今、想定しているのは、第8回で、これは今、担当委員を決めさせていただいたバングラデシュのパドマ橋のセッションなのですが、このときはコンサルタントの人たちがバングラデシュに行っているという状況です。パドマ橋の説明は1月12日にしようと思っているのですが、それはコンサルタントのかたが東京にいますので、説明は東京のこの11ABでやります。1月24日の答申案の協議のときには、コンサルタントのかたはバングラ事務所を通じてテレビ会議で参加するということを予定しています。それ以外も空けば。まず、次回やってみて非常にいいとか、ちょっとだめだといった感触を得てから1月以降を考えたいと思っています。

村山委員長 第8回は本部のシステムということですね。というような形で、少し試行錯誤ではありますが、こういうシステムでやっていこうということです。よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

松本委員 難しいだろうなと思いつつ、あえて聞きたいのですが、「コメントと答申作成の日程」というものの2番のカンボジア国国道一号線、これは並べて三つ見ると、国道一号線だけ非常に間隔が狭くて、22日の説明を受けてから、コメント受付の締め切りの6日までというのは、クリスマスと年末年始なのですよね。あえて小さい声で言わせていただくと、もう少し延びないかなというのはあるのですが、多分他の予定とずらしたためにここは狭いかなという印象を受けているのですが、これはもうこの期間しかありえないということで

すか。

上條 審査会の運営の仕方とも関係してくると思うのです。前回、川村さんから各会の議題をなるべく事前に分かりやすいように掲示すべきだというお話もあって、今、第6回とか第7回、第8回のスケジュールがどうなるかということも、まだ皆さんのお手元に配ってなくて、うちで考えているところなのです。第7回の1月12日は、三つぐらい案件が引っかけりそうな予定にしていまして、早めにできるものは早めに終わらせたいといううちの意図です。フィリピンのメトロマニラが遅くなった理由というのは事業部側の都合なのです。説明がなかなかうまくできない、スケジュールが空かざるをえないと言われてしまいまして、では分かったということにしています。

ただ、カンボジアの一号線のほうは12月22日に説明をして、もっと前に、例えば今日レポートを配付できないのかということ saying していたのですが、できないと言われていました。メトロマニラなどと比べると少しタイトなスケジュールになってしまっているのですが、今は12月14日には事業部が報告書を皆さんにお送りして、22日のセッションで説明したいということにしています。質問があれば、20日月曜日締め切りでいただけないかということにしています。火曜日に事業部が質問の準備などをして、22日にできる限りいいコミュニケーションを取って作業をしていただきたいということです。

ただ、次のスケジュールが1月12日に審査会なので、それに向けようと思うと……。では、もう少しずらしませんか。1月6日ではなくて1月7日、といっても1日だけなのですが、12日に答申案の協議をするので、その前日に答申案ができたのでは少し遅いだろうと思います。各委員がどんな意見を言ったのかということは、やはり事前に皆さんが見ておいたほうがいいだろうと思うのです。そうすると、こういうスケジュールかなと思ったのですけれども、7日中には事務局で、皆さんからどういう意見が出たかということをもとめて、皆さんにまた返すということをしておけば、月曜日が火曜日ぐらいに見ておいていただいて、どういう議論をしようかという準備をしていただけるのではないかと思ったのです。ですから、少し延ばしたとしても1日ぐらいになってしまうかなと思うのですけれども、どうしましょうか。1日延ばしましょうか。

松本委員 やれと言われれば、やるので。

村山委員長 では、1日延ばしても大丈夫であれば、1日延ばしたほうが、少し大変かもしれませんが。

上條 では、どこを延ばせば？ 1月6日を7にすればいいですか。

村山委員長 6日コメント締め切りを1日延ばして、7日金曜日にコメント締め切り。

上條 7日のお昼ですか。お昼にしますか。では、7日の夕方の5時ぐらいにしますか。

松本委員 これは金曜日ですけれども、それから作業をされるのですか。

上條 そうですね。もし5時までにはいただければ、並べるだけですから、今回はそんなに難しくありません。それ以上のことはあまりやりませんので。

村山委員長 では、1月7日金曜日の午後5時までにはコメントをいただいて、それを基にして整理をしていただくということですね。では、よろしいでしょうか。

その他、何かありますか。1～2分は残っていますが。

上條 事務局の連絡ですが、JICAのカレンダーと手帳が後ろにあります。委員の皆さんの分はあります。活用していただけたらということで置いてあります。

それから、フィリピンのメトロマニラの報告書を担当委員のかたでもしお持ちいただけるのであれば、後ろにあります。郵送したほうがいいということであれば、郵送します。フィリピンのメトロマニラは小島が係ですので、彼に言っていただけたらと思います。

富本 JICAの手帳は在外事務所のすべての電話番号や住所が入っています。それから、今回環境 ISO14001 を取りまして、その環境方針も書いていますので、ぜひお持ちいただきたいと思います。援助機関の中では ADB に次いで JICA が 2 番目に取りました。少し宣伝だけさせていただきます。

村山委員長 ないようでしたら、今日はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。